

第44回 全史料協 全国（沖縄）大会
The Japan Society of Archives Institutions

アーカイブズ再考
——その価値と活用——

平成30年11月8日(木)・9日(金)



主催 全史料協（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会）
共催・特別協力 沖縄県
後援 独立行政法人国立公文書館（公財）沖縄県文化振
興会 沖縄県地域史協議会 沖縄県市長会 沖縄県
町村会 デジタルアーカイブ学会

第 44 回全国(沖縄)大会開催にあたって

開催のごあいさつに先立ち、今年は7月豪雨はじめ、各地で大きな災害がありました。被災された皆さまには謹んでお悔やみとお見舞いを申し上げます。今現在も続いています、被災資料救出に当たられている皆さまのご労苦に感謝申し上げます。

さて、第44回全史料協全国大会を、ここ沖縄県那覇市で開催しましたところ、全国各地から多数の皆様にご参加いただき、心からお礼申し上げます。大会開催にあたり、地元沖縄県をはじめ、関係委員会など多くの皆さまに多大なご尽力をいただき、深く感謝申し上げます。

今大会は平成の元号最後の開催です。過去を紐解きますと昭和の元号最後の年と平成10年にも沖縄で開催しています。沖縄大会はある種のメモリアルとなるように思いますが、単なる時間経過の区分ではなく、大会テーマの「アーカイブズ再考」についても皆さまの心に留めていただきたいと思います。大会・研修委員会が議論して企画した問題はそちらに譲るとして、わたくしは、「アーカイブズ再考」という言葉に注目して少し述べさせていただきます。

そもそもアーカイブズとは何なのでしょう。わたくしたちは、これまである種の信頼関係の下でアーカイブズを生成してきました。選別収集にあたっては、アーキビストや担当者たちが一つひとつの資料を吟味しています。ときには情熱ある人が体を張ってようやく保存にたどりついた公文書や地域資料もあります。だからこそ、人々に還元するアーカイブズは説得力あるエビデンスとなり、地域再発見などの魅力ある存在になっているのです。

ところが昨今、公文書の引き継ぎを意図的に除外したり、書き換えや改ざんをしたりする報道等を見聞きするに及び、アーカイブズの前提、そして知的資源としてのアーカイブズの信頼性が大きく揺らいでいるように思います。大丈夫なのかと心配になります。また、昭和時代に存在した地域資料を再調査すると、3割近くも所在不明だとの報告を目にしたり、68年間書き綴られた富士山測候所日誌が廃棄された報道(毎日新聞今年8月10日記事)に接したりすると、愕然とします。とまどっているのは、わたくしだけじゃないと思います。

現代は、一言でいえば社会のあらゆる場面に電子媒体が浸透し、価値観も大きく変貌している時代です。それに伴い、アーカイブズの多様化も際限なく進んでいます。

そのような状況であるが故、「アーカイブズ再考」は、今わたくしたちに突きつけられている課題と思うのです。中身の素晴らしさや意義を再認識する「再考」もありますが、アーカイブズそのものについて常に考え続けること、それを「再考」と、わたくしは思ったわけです。

再考すべきは、わたくしたち大会参加者だけの問題ではありません。国民にとって重要な課題であることを、この大会で確認したいと思います。

みなさまにとりまして、実りある大会になることをお祈りして、開催のご挨拶とさせていただきます。

平成30年11月8日

全史料協 会長 定 兼 学

◆◇ 目 次 ◇◆

第44回全国（沖縄）大会の開催にあたって	1
会 長 定 兼 学	
目 次	2
大会日程	4
会場案内図	5
展示等案内	6

◆研 修 会

A 視察 「沖縄県公文書館・南風原町立南風原文化センターの見学」	9
B 「アーカイブズ入門―利活用の視点から―」	10
金原 祐樹氏（徳島県立文書館課長補佐）	
C 「阿波根昌鴻資料の意義と調査活動の歩み」	12
鳥山 淳氏（沖縄国際大学教授）	
D 「アーキビストと人権保護 ―ICA文書「人権保護のためのアーキビスト及び文書担当者の役割に関する基本原則」を考える―」	16
小川 千代子氏（国際資料研究所代表）	
E 「語られる沖縄戦 ―『沖縄県史』編さんに用いた戦争体験証言記録と公文書館―」	25
久部良 和子氏（沖縄県立博物館・美術館主任学芸員）	

◆調査・研究委員会報告

「公文書管理及び保存の実態について―災害時作成文書を中心に―」	30
全史料協調査・研究委員会	

◆大会テーマ研究会

「アーカイブズ再考―その価値と活用―」趣旨説明	37
全史料協大会・研修委員会	

報告1 「アーカイブズが社会にもたらすもの―琉球政府文書の利用状況から考える―」	38
大城 博光氏（（公財）沖縄県文化振興会公文書管理課長）	
報告2 「人権とアーカイブズ 西淀川公害を例にして」	43
林 美帆氏（（公財）公害地域再生センター研究員）	
報告3 「資料のデジタル化がひらく未来を改めて考える」	46
後藤 真氏（国立歴史民俗博物館准教授）	

総合討論	52
------------	----

コメンテーター	加藤 聖文氏 (国文学研究資料館准教授)
	辻川 敦氏 (大会・研修委員会委員長 尼崎市立地域研究史料館長)
司 会	櫛原 直樹氏 (大会・研修委員会委員 藤沢市文書館)
	上甲 典子氏 (大会・研修委員会委員 亀岡市文化資料館)

◆資料

全国大会のあゆみ	55
全国歴史資料保存利用機関連絡協議会会則	57
公文書館法	59
公文書等の管理に関する法律	60
全史料協の出版物	69

◆◇ 大会 日 程 ◇◆

11月8日（木）			
9：00	[研修会 A] 視察（各班定員 45 名） A 班 沖縄県公文書館→南風原文化センター B 班 南風原文化センター→沖縄県公文書館 解散 12:00 前後		
11：30	受付（ホワイエ）		
12：00	移動・昼食・休憩 展示・ポスターセッション (ホワイエ)		
13：30	<table border="1"> <tr> <td>[研修会 B] 金原 祐樹氏 (徳島県立文書館) (201-203 会議室)</td><td>[研修会 C] 鳥山 淳氏 (沖縄国際大学) (ホール)</td></tr> </table>	[研修会 B] 金原 祐樹氏 (徳島県立文書館) (201-203 会議室)	[研修会 C] 鳥山 淳氏 (沖縄国際大学) (ホール)
[研修会 B] 金原 祐樹氏 (徳島県立文書館) (201-203 会議室)	[研修会 C] 鳥山 淳氏 (沖縄国際大学) (ホール)		
14：40	休 憩		
14：50	<table border="1"> <tr> <td>[研修会 D] 小川 千代子氏 (国際資料研究所) (201-203 会議室)</td><td>[研修会 E] 久部良 和子氏 (沖縄 県立博物館・美術館) (ホール)</td></tr> </table>	[研修会 D] 小川 千代子氏 (国際資料研究所) (201-203 会議室)	[研修会 E] 久部良 和子氏 (沖縄 県立博物館・美術館) (ホール)
[研修会 D] 小川 千代子氏 (国際資料研究所) (201-203 会議室)	[研修会 E] 久部良 和子氏 (沖縄 県立博物館・美術館) (ホール)		
16：00	休 憩		
16：15	[大会セレモニー] 会長・開催地・来賓挨拶 会員表彰 (ホール)		
17：00	移 動		
18：00	[交流会] (ホテルロイヤルオリオン)		
20：00			

11月9日（金）	
9：00	受付（ホワイエ）
9：30	[調査・研究委員会報告]（ホール） 「公文書管理及び保存の実態について ー災害時作成文書を中心にー」
10：30	休 憩
10：40	[大会テーマ研究会]（ホール） 趣旨説明 報告①10:50-11:40 大城 博光氏（沖縄県文化振興会）
11：40	昼食・休憩・展示・ポスターセッション (ホワイエ)
13：00	[大会テーマ研究会] 報告②13:00-13:50 林 美帆氏（公害地域再生センター） 報告③13:50-14:40 後藤 真氏（国立歴史民俗博物館）
14：40	休 憩
14：55	総合討論 14:55-16:00 コメンテーター 加藤 聖文氏（国文学研究資料館） 辻川 敦氏（尼崎市立地域研究史料館）
16：00	[大会宣言]
16：20	[閉会行事]
16：30	

◆◇ 会 場 案 内 図 ◇◆

○大会会場

沖縄県市町村自治会館

沖縄都市モノレール（ゆいレール）「旭橋」駅から徒歩約3分

沖縄県那覇市旭町 116-37 TEL098-862-8181（代表）



○交流会会場

ホテルロイヤルオリオン 2F 旭の間

沖縄県那覇市安里 1-2-21 TEL 098-866-5533

沖縄都市モノレール（ゆいレール）「牧志」駅より徒歩3分、「旭橋」駅より3駅（乗車5分）

沖縄県市町村自治会館より徒歩20分



○研修会 A(視察)

①沖縄県公文書館

沖縄県島尻郡南風原町字新川 148-3

TEL098-888-3875

②南風原町立南風原文化センター

沖縄県島尻郡南風原町字喜屋武 257

TEL098-889-7399

展 示 等 案 内

11月8日(木)11:30～11月9日(金)14:00

2F ホワイエで、会員機関の刊行物やパンフレット、協賛企業の取扱品・図書・出版物等を展示します。また、機関会員の事業等の紹介や、個人会員の研究をまとめたポスターも掲示します。ポスターセッションは、コアタイムを 12:00～13:00 に設定しました。この時間帯にはポスターの展示者が、発表形式で説明を行うとともに、自由な意見交換ができます。

情報収集や交流の場として、多くの皆様に会場に足を運んでいただきたいと思います。

1 ポスター・刊行物展示

尼崎市立地域研究史料館「みんなで遊ぼう！市報まわしよみ新聞」

宇野 淳子「「手控え録音」の公開を考える―立教大学共生社会研究センター資料から―」

沖縄県文化振興会（沖縄県公文書館指定管理者）

「琉球政府文書デジタルアーカイブ―時を超えて残したいものがある。」

『沖縄県公文書館ガイドブック』、『沖縄県公文書館だより』第54号-第55号、『沖縄県公文書館リーフレット』、『所蔵資料展チラシ』、『琉政だより』ガイド版、『琉政だより』第1号～第8号、『公文書館職員のためのデジタルアーカイブソリューションガイド』

全史料協関東部会（群馬県立文書館）「全史料協関東部会 活動の紹介」

大仙市アーカイブズ「大仙市アーカイブズの取組2018」

筒井 弥生「在米戦争遺品について」（仮）

野田 弘之「酢酸吸収シートについて」

広島県立文書館「平成30年7月豪雨災害における広島県立文書館の取り組み」（仮）

【図録】『広島県の市町村合併』、『広島県の鉄道のあゆみⅡ 県北の路線を見つめる』、『遺された日記たちが語ること』、『広島県立文書館だより』第42号、『広文協通信』題33号、【リーフレット】「土砂災害で被災したアルバム・写真の対処法」、「文書（紙資料）の保存について」、「広島県立文書館」

吉原 大志「歴史資料ネットワークの取り組みについて」（仮）

2 刊行物展示

寒川文書館

『寒川文書館だより』第23号・第24号

全史料協広報・広聴委員会

全史料協会報、『記録と史料』バックナンバー

3 協賛企業展示

株式会社アルメディア

インフォコム株式会社

コンテンツ株式会社

（閲覧システム、各種デジタルコンテンツ等）

株式会社サビア

株式会社創和ビジネス・マシズ

（公文書館管理システム）

TRC-ADEAC 株式会社

株式会社TT トレーディング

（国産中性紙、もんじょ箱等）

株式会社東京光音

株式会社 Nansei

研 修 会

- A (A班)「沖縄県公文書館、南風原町立南風原文化センターの見学」
(B班)「南風原町立南風原文化センター、沖縄県公文書館の見学」

- B 「アーカイブズ入門 ―利活用の視点から―」

講 師 金 原 祐 樹 氏 (徳島県立文書館課長補佐)
司会兼記録 長 谷 川 伸 氏 (大会・研修委員会副委員長、新潟市歴史文化課)

- C 「阿波根昌鴻資料の意義と調査活動の歩み」

講 師 鳥 山 淳 氏 (沖縄国際大学教授)
司会兼記録 豊見山 和美 氏 (大会・研修委員会委員、沖縄県文化振興会)

- D 「アーキビストと人権保護 ―ICA文書「人権保護のためのアーキビスト及び文書担当者
の役割に関する基本原則」を考える―」

講 師 小 川 千 代 子 氏 (国際資料研究所代表)
司会兼記録 檫 原 直 樹 氏 (大会・研修委員会委員、藤沢市文書館)

- E 「語られる沖縄戦 ―『沖縄県史』編さんに用いた戦争体験証言記録と公文書館―」

講 師 久 部 良 和 子 氏 (沖縄県立博物館・美術館主任学芸員)
司会兼記録 上 甲 典 子 氏 (大会・研修委員会、亀岡市文化資料館)

調査・研究委員会報告

- 「公文書管理及び保存の実態について ―災害時作成文書を中心に―」

報 告 者 林 貴 史 氏 (調査・研究委員会委員、常総市総務部総務課)
報 告 者 高 村 恵 美 氏 (調査・研究委員会委員、常陸大宮市文書館)
司会兼記録 長 谷 川 伸 氏 (大会・研修委員会副委員長、新潟市歴史文化課)

沖縄県公文書館・南風原文化センターの見学

本研修は、2 班に分かれてバスで移動し、沖縄県公文書館と南風原文化センターの両施設を見学します。訪問順序が異なりますが、内容は同じです。

沖縄県公文書館は、平成 7 年に開館し、沖縄県文書編集保存規程等に基づいて、保存期間が満了し廃棄の協議を経た沖縄県文書を受入れ、評価選別・整理・保存し、目録を公開して利用に供しています。また、昭和 20 年から昭和 47 年までの米国施政権下で設立された「琉球政府」の文書およそ 16 万冊や米国収集資料、個人や団体から受け入れた沖縄関係資料を所蔵しています。

南風原文化センターは、平成元年に開館し、南風原町に関する資料の収集、沖縄戦（沖縄陸軍病院南風原壕の再現など）や海外移民、人々の暮らしなどに関する展示を行うほか、地域に密着した活動を積み重ねています。



閲覧室（沖縄県公文書館）



書庫内の資料保存状況（沖縄県公文書館）



南風原町立南風原文化センター外観



沖縄陸軍病院南風原壕の再現展示（南風原文化センター）

アーカイブズ入門 ―利活用の視点から―

徳島県立文書館課長補佐 金原 祐樹

はじめに

アーカイブズとは

公文書（公的な記録）等の保管所。転じて大規模な記録・資料の集積体。それが閲覧できる所。
→ 記録の保管・集積している場所であり、それらを閲覧・利用できる場所

全史料協＝全国歴史資料保存利用機関連絡協議会とは

個人的には「歴史資料を保存し利用を図っている諸機関（公的・私的を問わない様々な機関）・
による横の連携・連絡を図るための協議会」と理解。

会則の目的に「歴史資料の保存利用活動の振興に寄与する」とあるが、なかなかこうした活動の
必要性や価値を社会に広く認知させるところにまでは、至っていないのでは。

徳島県立文書館は

2020年度に開館30年を迎える。

史料整理の進展・利用可能資料の増加等で、館のあり方に変化が生まれている
館経営の総点検が必要

1 徳島県立文書館の成り立ちと設置条例

1945年 徳島市内空襲により、県公文書の大部分が失われたとされる。

1980年 武市恭信徳島県知事が図書館・博物館の改築および新美術館の建設を中核とする「文化の
森」構想を発表

1983年 徳島県庁が新庁舎建設に着手する

1985年 3月「文書館設立推進協議会」が結成、10月に県議会に文書館設立請願書を提出

1986年 1月三木新蔵徳島県知事が、文書館を「文化の森総合公園」の一角に、県庁の一部を移築
する形で建設すると発表

6月徳島県庁新庁舎が落成。文書館研究会が発足

10月文書館基本設計が終了

12月文書館研究会が「文書館資料収集基準案」を知事に提出

1987年 12月公文書館法が公布

1989年 10月文書館の本体工事完了

1990年 3月「徳島県文化の森総合公園文化施設条例」を制定、徳島県立文書館設置

1990年 11月3日徳島県文化の森総合公園がオープンし、徳島県立文書館開館

徳島県立文書館の設置条例（業務の項）

- 1 県（徳島県）に関する歴史的文化的価値を有する公文書、古文書、行政資料その他の資料（以下「文書館資料」）を収集し、保存し、及び県民の利用に供すること
- 2 文書館資料に関する調査研究を行うこと。
- 3 文書館資料の展示、文書館資料に関する講座等の教育普及事業を行うこと。
- 4 その他文書館の設置の目的を達成するために必要な事業を実施すること。

2 徳島県立文書館の資料収集・整理・保存

- ① 公文書
- ② 古文書
- ③ 行政資料その他

3 徳島県立文書館所蔵資料の利活用

- ① 展示（コンテンツづくり） 年4回（切れ目のない展示）
展示解説
出前展示
- ② 講座（人づくり）
古文書講座（初級・中級） → 徳島の古文書を読む会
古文書保存講座 → 古文書補修ボランティア
公文書管理保存講座
出前授業
インターンシップ
高校グループワーク・大学ゼミでの利用
シルバー大学・大学学芸員養成講座への出講
地域古文書講座等への出講
- ③ 文化の森共催事業への参加
年4回の文化の森フェスティバル
- ④ 資料の複写・貸し出し・出版物等への利用・レファレンス

おわりに

利用が利用を生む
認知の拡大が、アーカイブズを変える

阿波根昌鴻資料の意義と調査活動の歩み

沖縄国際大学教授（阿波根昌鴻資料調査会代表） 鳥 山 淳

1 阿波根昌鴻資料とは

- ・ 沖縄県伊江村の阿波根昌鴻氏（1901?～2002）が作成・収集し、「わびあいの里」敷地内の倉庫に分散して保管されていた一連の資料群
- ・ 「わびあいの里」の現用文書・用具および関係者（阿波根氏以外）の私的資料は除外したうえで、残りのすべてを阿波根昌鴻資料として扱っている
- ・ 文書類、蔵書、写真・映像記録、モノ資料など多岐にわたる
- ・ 資料調査活動開始後は、文書類、図書、写真/音声/映像記録については施設の一部を保管庫に転用して保管し/モノ資料は原則として元の倉庫に保管/一部の劣化資料に修復・保存処置

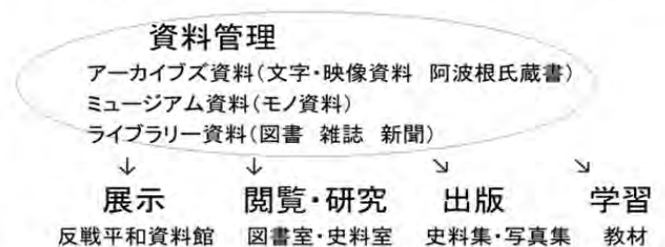
2 資料調査活動の方針

2001 年 11 月 予備調査、調査計画立案

2002 年 3 月 第 1 回の資料調査を実施

⇒原則として年 2 回実施、2018 年 2 月に第 30 回の調査（11 月に第 31 回を予定）

資料調査会の基本的な考え方（安藤正人作成）



資料管理……「わびあいの里」と調整し、依頼を受けて資料調査会が実施
展示／閲覧・研究／出版／学習……わびあいの里を中心として検討・実施

段階的調査

①初期調査（全体調査）

資料の確認／現状の記録／全体の把握／応急保存処置

②本格調査（内容調査）

資料の個別調査／目録の作成／本格的整理と保存手当

③展開調査（永続管理）

資料の詳細調査／資料の様々な活用／継続的な保存手当

3 調査の現状

①初期調査

現状記録の作成

- ・ 2002 年に実施した 2 回の調査で一通り実施
⇒その際に作成した現状記録が、その後の調査において不可欠
(現状記録と照らし合わせながら、資料箱の番号誤記・目録入力 of 誤記などを随時訂正)
- ・ 文書とモノが混在していた大型倉庫の本格調査に着手した際、追加的に実施
- ・ 敷地内で新たな資料が「発見」された際、随時実施

応急保存処置

- ・ 倉庫および保管庫の環境整備を毎回実施 (主に防虫)
- ・ 反戦平和資料館の展示資料のうち特に劣化の激しい資料について作業
(一部は現物の展示を中断し、レプリカを設置)

②本格調査

- ・ 文書資料の内容調査 (目録データ作成)
資料箱ごとに番号を付与しながらエクセルファイルで入力
2002 年の調査で保管庫に入れた文書資料についてはほぼ完了 (資料点数で 1 万 3 千以上)
近年着手した大型倉庫内の文書資料について調査進行中
 - ・ 蔵書の内容調査 (目録データ作成)
全体的な通し番号を付与しながらエクセルファイルで入力
一般的な書誌情報に加えて、阿波根氏の書き込みを記載項目として入力 (頁番号、内容)
阿波根氏の蔵書についてはほぼ完了、近年着手した大型倉庫内の図書について検討中
 - ・ 写真/音声/映像記録の内容調査
写真ネガをスキャニングしながら目録作成
音声テープ・映像テープのタイトル表記を基に目録作成 (一部は内容を確認しながら)
- ※「本格的整理」とは、資料を形態別や内容別に並べ直すという意味ではなく、あくまで保存の物理的現状を尊重しながら、資料に害のない中性紙封筒や包装紙、綿紐などを使って最低限の手当てを施している。¹

③展開調査

- ・ 文書資料のデジタル画像化
文書資料の内容調査目録を基に、阿波根氏の代表的な活動に関する資料を年代別に選定
⇒将来の公開・活用を念頭に置きながら試験的に実施
現物資料の閲覧利用が当面は困難……次善策としてデジタル画像による公開を想定
資料群全体について作業する見通しは立てられず、対象資料の選定方法が問題
※反戦平和資料館の活動として「日記」を翻刻した冊子の刊行を開始 (2017 年～)
- ・ 反戦平和資料館の展示資料のうち劣化の激しい文書資料のデジタル画像化
資料館の展示台に置かれていた新聞切抜帳について実施
⇒現在は表紙と一部頁のみをレプリカで展示

¹ 安藤正人「沖縄県伊江島の反戦平和アーカイブズ」『歴史評論』739 号 (2011 年) 60 頁。

4 調査活動から見える阿波根昌鴻資料の特徴と意義

①膨大かつ多彩な記録

- ・まとまった分量があるのは1950年代以降…半世紀近くに及ぶ資料収集・保存
ごく例外的に戦前の資料をふくむ
例) ペルーの親戚からの手紙
阿波根氏が沖縄戦直後に野積資料から取り出した伊江村の土地台帳²
- ・記録→作成→発信という運動の諸相をたどれるような資料群
※時系列的に整理されている資料は稀であり、その連関を「復元」する必要がある
- ・阿波根氏（あるいは真謝区）が受け取った資料を限なく保管
例) 各種団体の通信、個人・機関からの書簡
- ・選別されずに遺された資料
明確な目的をもって作成・保管されたであろう資料とともに、日常生活の中で手にした資料を廃棄せずに保管したものが多数ふくまれている
例) 商店のチラシ、村内行事の案内、各種料金の明細など

②阿波根氏の活動を伝える記録

- ・伊江村議会議員の資料（1950年代前半）
議員に配布されたと思われる議会・行政資料
島の復興、自治の定着に向けて取り組んだ時期の記録
- ・米軍の土地接収に対する闘いの資料（1950年代半ば～70年代）
1954～55年の「雑記帳」（原稿用紙綴り）
1955年以降の活動ノート（「真謝日記」「陳情日記」「爆弾日記」⇒翻刻・発刊に着手）
真謝区民による陳情書・ビラなどの配布資料（下書きをふくむ）
「沖縄土地を守る協議会」（1956年）、「伊江島土地を守る会」（1961年～）、「全沖縄土地を守る会連合会」（1965年～）など運動団体の記録
阿波根氏が闘いの様子を撮影した写真記録（一部は写真集『人間の住んでいる島』に収録）
- ・「わびあいの里」および反戦平和資料館の資料（1980年代～）
この時期から音声/映像記録が加わる（⇒阿波根氏による展示説明の音声を資料館で放送）
- ・各時期における県内外（一部は国外）の多様な団体・個人との交流や支援関係を示す資料
⇒阿波根氏が関わった沖縄現代史の重要な場面を詳細に伝える記録

③「記録の人」の精神を体現した資料

- ・記録を遺すという行為を日常的・継続的に実践していた阿波根氏が生み出した稀有な資料群
記録すること／保管すること（廃棄しないこと）の膨大な蓄積
図書・新聞・資料に頻出する阿波根氏による書き込み
- ・選別を経ないまま遺された資料の可能性
「すべてを遺す（廃棄しない）」ことを実践した結果として生まれた、ジャンルやテーマを限定していない資料群 →何が重要な記録になるのか予測不可能(可能性／作業の難しさ)

² 阿波根昌鴻『命こそ宝 沖縄反戦の心』（岩波新書、1992年）114頁に記述。

- ・記録するという行為それ自体がもつ意義を伝える

安藤正人「記録を保存し記憶を伝える－阿波根昌鴻資料保存活動がめざすもの－」（『花は土に咲く』第7号、2004年）より

阿波根昌鴻さんの資料を保存するという目的は、いうまでもなく、阿波根さんの思想や阿波根さんを中心とした伊江島の運動の歴史を後世に伝え、阿波根さんがめざした平和社会の実現に活かすことにあります。しかし「記録する」ということにかけた阿波根さんの情熱に思いをいたすとき、またそれとは逆に、記録を破壊し、人間の記憶を抹殺しようとする戦争の犯罪性を考えるとき、私は阿波根昌鴻資料の保存活動を阿波根昌鴻資料の枠内にとどめることなく、もっと普遍的な世界の中に位置づける必要があるのではないかと思います。つまり、世界で繰り広げられている平和のためのあらゆるアーカイブズ保存活動につながるものとして、さらにいえばそれらの運動の象徴として、阿波根昌鴻資料の保存活動を位置づけ、広げていきたいのです。「記録の人」阿波根昌鴻と、“記憶の宝庫”阿波根昌鴻資料には、それだけの強いインパクトがあると思います。

アーキビストと人権保護

—ICA 文書「人権保護のためのアーキビスト及び文書担当者の役割に関する基本原則」を考える—

国際資料研究所代表 小川 千代子

はじめに 人権は日本ではどう受け止められているか

「人権保護」ときいて、何を思い浮かべるでしょうか？最近では所蔵する昭和 30 年代の優生保護法関連記録の調査に腐心された方も少なくないでしょう。公文書・古文書の情報は、差別につながるものもあるし、人権保護のために有用なものもあります。人事記録、社会保険記録、労働安全衛生の記録、兵役の記録などのアーカイブ資料は、個人の権利と利益を守るうえで、必要不可欠です。アーキビストと人権保護の関係性について 2016 年 ICA 大会で採択された文書「人権保護のためのアーキビスト及び文書担当者の役割に関する基本原則」（以下「基本原則」）を材料に考えます。

※基本原則の全文は 30p、<https://www.ica.org/sites/default/files/leeogawa0503-0505.pdf> にあります。

日本国憲法は国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の 3 つの柱を立てている。（現在形です）日本国憲法第 14 条を見ると、法の下での平等がうたわれる。（下線小川）

日本国憲法 第十四条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

この条文の中でも、「差別されない」という部分には強い関心が寄せられていると感じる。

世界人権宣言と国連諸組織

国際連合 目的と原則

国連憲章が定める国連の目的は、次の通りである。

国際の平和と安全を維持すること。

人民の同権および自決の原則の尊重に基礎において諸国間の友好関係を発展させること。

経済的、社会的、文化的または人道的性質を有する国際問題を解決し、かつ人権および基本的自由の尊重を促進することについて協力すること。

これらの共通の目的を達成するにあたって諸国の行動を調和するための中心となること。

世界人権宣言

世界人権宣言は 1948 年 12 月 10 日、第 3 回国連総会で、「あらゆる人と国が達成しなければならない共通の基準」として採択された。「自由権」と「社会権」がともにうたわれ、「自由権」として、身体的自由、拷問・奴隷の禁止、思想や表現の自由、参政権など、「社会権」として、教育を受ける

権利や労働者が団結する権利、人間らしい生活をする権利などがふくまれている。(日本アムネスティ・インターナショナル>世界人権宣言とは:

http://www.amnesty.or.jp/human-rights/what_is_human_rights/universal_declaration.html 2018.09.28 確認)

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否にかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

アーカイブと人権 私見 ICA21 世紀の動向

●ICA アーキビストの倫理綱領¹

●2000 セビリア ICA 大会決議勧告<後掲資料2>²

世界人権宣言第19条、表現の自由が盛り込まれた 2000ICA 大会決議勧告

情報を求める、受ける、発信するのは基本的な人権である、とする表現の自由の考え方

●人権とアーカイブ 2003 ICA 円卓会議の決議勧告<後掲資料3>³

ICA 人権問題作業部会設置への動き

ICA の本原則と関連文書

●ICA 人権作業部会 2004 発足

●世界アーカイブ宣言 2011⁴

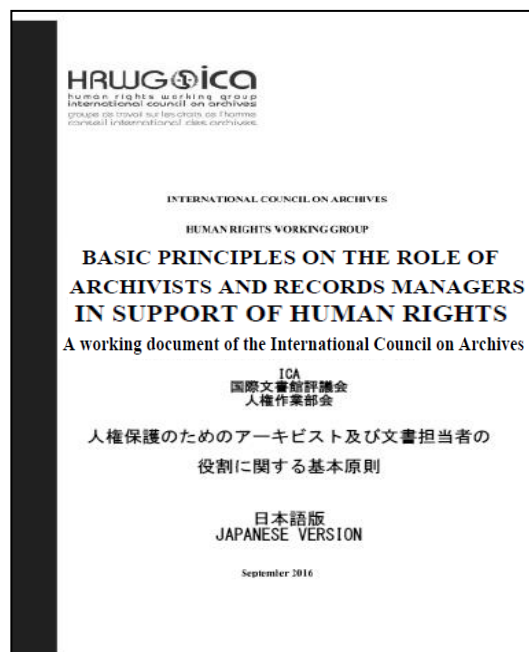
●アーカイブへのアクセス原則 2012⁵

●人権保護のためのアーキビスト及び文書担当者の役割に関する基本原則 2016 ソウル大会で採択

●同上 日本語訳 2017 全30頁

構成

- ・日本語版への覚え書き
- ・序
- ・前文
- ・原則 <後掲資料1>
- ・付録Ⅰ 用語定義
- ・付録Ⅱ 情報源及び参照



¹ 全史料協>ICA アーキビストの倫理綱領 URL: <http://www.jsai.jp/file/archi.html>

² 国際資料研究所『DJI バイマンズリーレポート』No.35 20001101 p.5 所収 「第14回 ICA 大会決議勧告全文」 URL: http://www.geocities.jp/djiarchiv/1_DJI_Report/2000/2000DJIREPORT33_35.pdf

³ 国際資料研究所『DJI バイマンズリーレポート』No.53+54 合併号 20031120 p.1-2 所収「第37回 ICA 円卓会議決議勧告案(訳)」;「代表者会議専門家決議案」

⁴ 世界アーカイブ宣言日本語版 URL: https://www.ica.org/sites/default/files/ICA_2010_UDA_JA.pdf

⁵ DJI の Repository 大学院の授業成果等リポジトリ> 試訳 ICA アーカイブの利用原則 翻訳 2012 http://www.geocities.jp/djiarchiv/tokyouniv/Principles_of_Access_to_Archives_Japanese_edition.pdf

資料 1

人権保護のためのアーキビスト及び文書担当者の役割に関する基本原則

凡例：→ゴチ 小川コメンタール

原 則 (主文のみ)

I アーカイブ資料の選別と保守

1. 機関、アーキビスト及び文書担当者は、人権を証明するアーカイブ資料を保護する文書管理制度を構築、維持管理すると共に、アーカイブ資料の完全性とその証拠としての価値を保存するための管理が確実に行われるよう振る舞うべきである。

→アーキビスト及び文書担当者の行動原則提示

2. 機関、アーキビスト及び文書担当者は、人権侵害または人道上の法令の違反の証拠を含むとみられるアーカイブ資料の廃棄を阻止しなければならない。

→アーカイブ機関とアーキビストは証拠隠滅を阻止せよ！

3. アーキビスト及び文書担当者は、世界人権宣言[44]に述べられているように差別することなく、彼らが所属するアーカイブ機関が定めた収集範囲に含まれるアーカイブ資料を選別、取得、保存しなければならない。

→世界人権宣言に則り、各アーカイブ機関によって異なる使命を前提に、それぞれの機関で制度的アーカイブ資料の収集保存を行うこと。

4. アーキビスト及び文書担当者は、資料の評価決定を下す都度、人権へのクレームの支援あるいは特定のため、人権侵害者の特定を促進するため、人権侵害に関わり得る地位にあった人物を特定できるようにするため、人権侵害につながったできごとを明らかにするため、行方不明者のその後を辿れるようにするため、あるいは個人が過去の人権侵害についての補償を求められるようにするために、当該アーカイブ資料本体の有用性について考慮しなければならない。

→6つの「ため」を踏まえてアーカイブ資料の有用性を考慮せよ。

5. 各国政府は、人権侵害及び人道法に関するアーカイブ資料が確実に保存されるように保証しなければならない。政府及び民間機関は、こうしたアーカイブ資料の専門的な管理を行うための十分な財源やその他手当が支給されるよう保証する。

→政府による保存の保証と財政措置は前提条件である。アーカイブ資料とは国家のものに限定されない。

6. 研究機関、アーキビスト及び文書担当者は、過渡的正義を助けるために臨時に設立された機関のアーカイブ資料を保護、保存することを保証するべきであり、当該機関が存在している間も、閉鎖された後も、それらのアーカイブ資料を、確実に保護、保存するべきである。このようなアーカイブ機関のアーカイブ資料を処分する際は、そのことを予め公表するべきである。

→臨時機関のアーカイブ資料の保存への目配りを忘れるな。南京事件は記録の存在が不確かなために真実に迫れない。従軍慰安婦問題もしかり。(記録が見あたらないことは事実がなかったことに直結しない。アーキビストは記録不存在が何を意味するのか考えるべき。)

II アーカイブ機関における情報の利用提供

7. アーカイブ資料に人権侵害に対する賠償請求権の行使に有用な情報、とりわけ著しい人権侵害に関する情報、行方不明者の足取りの解明につながる情報、個人個人が過去の人権侵害に対する補償を求めることにつながる情報が含まれているか否かを利用者が判断できるように、アーキビストは、知識の限りを尽くしてアーカイブ所蔵資料を記述するべきである。

→検索手段の作り方で、利用者にとって真実に迫る権

利の保証の可否が決まる。「記述」とは、目録や概説、解題等の作成を総称する表現。

8. アーキビスト及び文書担当者は、利用者に対する平等、公正かつ効果的な利用を確保するために、迅速にアーカイブ資料を整理、記述すべきであり、また、著しい人権侵害について記されたアーカイブ資料の整理と記述を優先するべきである。

→利用提供時の優先順位の考え方を示す。

9. 各国政府は、政府が持つ人権侵害及び人道法違反に関するアーカイブ資料の利用を保証すべきである。

→各国政府は正義を行うべきと規定。これに対し、モリカケ問題を抱える日本の事例は反面教師に見える。

10. アーキビスト及び文書担当者は、ICAが採択した「アーカイブの利用の原則」[14]

(国際資料研究所: www.djichiiyoko.com>dji レボジトリに全文 PDF あり) に従い、政府アーカイブ資料を利用する権利を擁護、支持し、非政府機関のアーカイブ資料の利用をも保証するよう促すべきである。

→アーキビストは利用者の利用権擁護を公的機関に限定せず広汎に保障せよ。利用者の利用制限には制約条件がある。

11. 機関、アーキビスト及び文書担当者は、権利、基本的自由及び情報の中に含まれている個人の尊厳の尊重を保証するために、不正アクセスからの個人情報保護態勢=セーフガードを適切に整備するべきである。
→不正アクセスに対する「セーフガード」の整備を行え。真実を知る権利とプライバシー保護はバランスをとる必要がある。

12. アーキビストは、世界人権宣言[44]で禁止されている差別をすることなく、レファレンスサービスを提供すべきである。すべての人は、アーキビストに対して、自らが持つ権利を行使するためのアーカイブ資料を探索、検索するための援助を要求する権利が与えられている。

→アーキビストの義務は資料の探索と提供であり、すべての利用者にとって利用可能な領域は公平であるべき。

13. アーキビストは、人権侵害の責任を自ら弁護しようとする人々に対して、アーカイブ資料の十分な利用を保証するべきである。

→アーキビストは不偏不党で業務に当たる。

14. 諸機関、アーキビスト及び文書担当者の諸専門家団体、並びに個人は公衆に対しアーカイブ資料へのアクセス権について知らせるためのプログラム、及び基本的自由の保護におけるアーキビストが有する重要な役割の周知を促進するべきである。アーキビストは、障害者たちに対して、彼らの持つ権利を行使するためのアーカイブ資料の探索及び検索を要求することができることを彼らに確実に知らせるために、特段の注意を払うべきである。

→アーキビストの役割の周知徹底、特に障害者に対しては十分な配慮が求められる。国や地域によっては先住民についても同様である。

Ⅲ 特別保護条件

15. 専門業務に携わるアーキビスト及び文書担当者が、(a) 被害者が保障を求めている、あるいは (b) 被害者が保証を求める可能性のある、国際的に認知された著しい人権侵害の証拠となるアーカイブ資料を発見した場合、彼らは、誠実かつ合理的な立場から、そのようなアーカイブ資料が存在することを適切な当局に連絡するべきである。

a. 政府は政府職員に対し、組織内部、監督組織の命令系統に従い、そうした違反の報告を行う仕組みを設けるべきである。

b. NGO 非政府機関では、職員に対し人権侵害に関する報告を行う仕組みを設けてもよい。もし報告の仕組みがない場合は、政府は政府職員でない人々が報告するための仕組みを設けてもよい。

→アーキビストはもしも、少数者の権利を保障する資料を見つけたら、誠実かつ合理的な立場からその存在を当局(担当するどこかの部署)にそのことを連絡せよ。

背徳行為を示す情報は公益的に開示されるべき!

【日本の実情を振り返ると哀しい。】

16. 人権侵害または国際的人権法の違反を

示す情報の開示を行うアーキビスト及び文書担当者は、秘密情報であるか否かにかかわらず、(a)開示の時点で当該アーキビストはその情報が背徳行為を示すものであると確信するにいたる合理的な根拠があり、かつ、(b)当該アーキビストが、報復のリスクに晒されない範囲で、既存の内部告発の仕組みの活用を試みたことがある場合に限って、適切な当局に情報開示による報復あるいはその恐れがあることを報告する権利がある。

→内部告発の方法を示す。なお、危ない橋は渡らずとも可。この項目はツワネ原則による。

17. 諸機関、アーキビスト及び文書担当者は、各国各地域（コミュニティ）の文化的及び法的遺産を尊重すべきであり、その範囲から外れたアーカイブ資料を取得すべきではない。機関の（資料）収集方針には、その地域のコミュニティが自ら歴史沿革を書く権利を尊重することを盛り込むべきである。

→アーカイブ機関の蒐集方針を尊重する。資料群の分割への戒め。とりわけ、先住民族の権利への配慮に着眼する。

18. 諸機関及びアーキビストは、公正かつ相互尊重の精神で、押収持去りアーカイブ資料に対する補償要求の管理及び処理のために他国の諸機関や個人個人と協力するべきである。もし持ち去られたアーカイブ資料の返還がその破壊、抑圧目的での利用、または当該アーカイブ資料のなかでその行動が反映されている人物への危険波及につながりかねない場合は、返還を延期すべきである。

→持ち去られたアーカイブ資料は可能な限り本来の場所へ戻すのがよい。但し、アーカイブ資料の返還が資料に登場する人物を改めて危険にさらす可能性があるなら、返還は延期したほうがよい。

19. アーカイブ機関は、利用者の国籍に関わらず、過去に人権を損なわれたことへの補償を求める人々、または自らの基本的権利を保護するためのアーカイブ資料を必要とする人々（著しい人権侵害の犠牲者及び生還者を含む）及び過渡的正義機関に対

して、押収持去りアーカイブ資料を含むアーカイブ資料を提供する。

→不利益を被った人が補償を求めようとするとき、アーカイブ機関は資料を提供する。日本の特定秘密保護法の場合を考えるとその整合性がとれるのか疑問が残る。

IV 教育研修

20. 政府、アーキビスト及び文書担当者の専門家団体、アーカイブ機関及び教育機関、並びにアーカイブ教育に携わる専門家個々人は、アーキビストらに対して、適切な教育研修を受けさせ、国内法及び国際法で承認されている人権と基本的自由と関連するアーキビストの倫理的義務を認識させるべきである。

→所属先のあるアーキビスト、ないアーキビストも含め、アーキビストは皆研修を受けること。その内容は人権と基本的自由に関連する倫理的義務について。人権と人道法は流動的な概念なので、研修を怠らず継続せよ。

21. 政府、アーキビスト及び文書担当者の専門家団体、アーカイブ機関及び教育機関は、アーカイブ専門領域における人事雇用及びその更新に関して、差別しないことを保証するべきである。

→本原則3に見える「差別」の禁止とその保証の要求。

22. アーカイブサービスのニーズが満たされていないグループ、コミュニティ、地域を抱える各国にあっては、特にそうしたグループがはっきりした文化、伝統、言語を有し、または過去の差別の犠牲者だった場合は、政府、アーキビスト及び文書担当者の専門家団体、アーカイブ機関及び教育機関、並びにアーカイブ教育に携わる専門家個々人は、これらグループの人々に対しアーカイブ専門職に就くための機会を提供するための特段の方策をとるべきであり、彼らが自身のグループのニーズに見合う研修を受けられることを保証するべきである。

→声なき声に耳を傾け、多様なグループの人々にアーカイブへの就職機会を見出してもらうよう配慮せよ。普段のままでは行き届かないのだから、この点は重々気を付けるべきである。

V 表現及び結社の自由

23. アーキビスト及び文書担当者には、他の人々と同じく、表現、信条、集会結社の自由がある。特にアーキビスト及び文書担当者は、人権の促進と保護及びこれに関する専門家としての責任に関しては公開討論に参加する権利がある。この権利を行使するにあたって、アーキビストはその専門的責任において、職業的責任を遂行する過程で得た非公式の情報を漏えいしない。
→アーキビストは黙々と業務をこなすだけではいけない。専門家としての発言の機会をとらえ、発信せよ。但し、資料の内容にかかわる情報を漏らしてはいけない。

24. アーキビスト及び文書担当者には自らの利益を代弁し、継続的な教育研修を促進し、その専門的完全性を保護するための、自律的専門家団体を結成する権利がある。専門家団体の執行機関は、その構成員によって選出されるべきであり、外部からの干渉なしにその機能を発揮すべきである。政府は、アーキビスト及び文書担当者の専門家団体を、職業及びその実務家の利益を代表する市民団体として認めるべきである。
→全史料協のような自律的専門家集団に対し、政府はこれを受け止め、認めるべきである。国の立場による専門分野への統制的構造を作るべきではない。

25. ICA の「倫理綱領」[11]の 10 は、「アーキビストは、同一あるいはその他の専門領域の構成員と協力して、世界の記録遺産の保存と利用を促進しなければならない」と述べている。

→言うまでもないが、関連領域との交流協力による専門業務の推進発展を目指すのは当然のことである。

付録 I. 用語定義

本原則では、以下の用語定義を適用する。

アーカイブ資料 Archives

個人または組織が業務遂行上で作成した収受及び蓄積した資料。継続的な価値があるので保存されてきたもの。本原則において、歴史的なアーカイブ資料を取得及び保存することを主な業務である組織を表す場合は、本原則では「アー

カイブ機関 (Archival institution)」とする。この用語には、記録を含む。

押収持去りアーカイブ資料 Displaced archives
個人または組織が非合法的に保管しているアーカイブ資料。これにはもとの国で蓄積、略奪されたアーカイブ資料が含まれる。

機関 Institution

あらゆる団体、例えば、公私、政府、非政府、商業、宗教、国及び地方政府、国際及び政府間組織、政党などを含む。この用語は、ISSAR(CPF)における“corporate body”と同義である。ある名前で特定され、意思を実行する、あるいは実行することのできる組織または一団の人々。本原則において「政府 (government)」と記した場合は、政府以外の機関は除外される。もしある種の団体をいう場合、本原則においては、例えば、「アーカイブ機関」あるいは「教育機関」のように記す。

記録 Records

形式、媒体の如何を問わず、ある組織または個人が事業または業務遂行上、作成、収受、維持・管理、記録された情報 (ISAD(G)の定義より)。本原則の本文において、「記録」はコーテーション(“ ”) (訳文においては角カッコ(「」)を用いる)に包んで示す。本原則における優先語は、「アーカイブ」であって、それには「記録」が含まれる。

過渡的正義機関

Transitional Justice Institutions

抑圧的政権からより民主的な政権への変革によって創設された諸組織。これには、特別法廷、真相究明委員会、身元調査及び賠償委員会が含まれる。

付録 II. 情報源及び参照 (略)

第 14 回 ICA 大会決議勧告全文

2000 年 9 月 26 日 スペイン・セビリア ICA 総会採択

世界人権宣言にすべて人は「あらゆる手段により、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える」権利を有する⁶と述べられていることを認識し、

また世界規模の情報流通に伴い、文書保存に関する用語ならびに文書館資料の保存、評価、維持およびアクセスに関する国際標準の重要性が増加していることに鑑み、

さらには、文書（情報）保存業界が記録そのものの、利用者、および社会一般に対する責務を果たすべく、アーキビストの専門教育開発は絶えず更新・改訂しなければならないことに応えつつ、

第 14 回 ICA 大会は、以下の各項目を勧告する：

電子記録と情報技術 IT

1. アーキビストは、電子記録は物理的に現形態のまま保存を続けることが不可能であるという認識に基づき、真正電子記録の内容及びその機能を継続的にアクセス可能とすることを確保すること；

2. 各国の国家文書保存当局は、統治に関する電子記録の保存が緊急を要する事態に直面していることを十分理解した上で、市民の権利確保のために記録の保存および閲覧利用の確保のため、主導的役割を発揮すること；

3. アーキビストは、技術革新がもたらしたアーカイブズの閲覧利用の利便性向上を歓迎しつつ、現代通信技術の恩恵に浴せるか否かにかかわらずすべての市民が、みずからの共有財産たる継承資料に対して平等なアクセス、および平等な利用機会を必ず得られるようにすること；

4. ICA/CLM (ICA 文書保存制度委員会) は、絶えず著作権問題、とりわけ電子資料をめぐる著作権の展開について監視し、且つこの専門業務に就いて研究および専門的援助を提供すること；

標準化

5. すべての ICA 委員会・部門において、それぞれの担当分野における専門性の視点に基づく用語ならびに標準の適用を促進すること；

6. すべてのアーキビストは、各国の国家基準機関に対し、文書保存実務に関する諸側面に新たな ISO 標準を開発すべく、積極的な働きかけを行い、併せて ISO および ICA が提示する基準に基づく政策方針を採択すべきであること；

7. アーキビスト、文書保存関連専門家、ならびに行政官は、文書管理の効果を常に向上させるため、品質管理の技術についての理解を高めるべきであること；

アーキビスト教育

8. 文書館機関およびアーキビスト協会は、第 13 回 ICA 大会総会で採択されたごとく、ICA 倫理綱領の趣旨についてより関心を高め、これに関する支持を促進すること；

9. アーキビストは、各大学法学、経営学、社会学、生命科学、および歴史学の学生が学ぶための文書館学基礎講座を提供するよう働きかけ、また ICA はそのため基礎コースモデルを開発すべきであること；

10. 文書館が備える専門図書コレクションの担当者にあつては、レファレンスサービスを含め、その図書コレクションに対し、外部からの自由な利用に常に対応すべく、態勢を整備すべきであること；

専門領域開発

11. ICA 計画管理委員会 ICA/CPM は、専門領域のニーズを監視するための手段を開発し、ICA の成果の配布に向けたアジェンダの確立を行い、定期的にこの枠組みと会員との連携をはかること；

12. ICA は、普及活動および利用者サービスについてアーキビストの不可欠な役割に焦点をあてた下部組織を立ちあげること；

文書遺産の保護

13. 旧抑圧体制のアーカイブズ管理に関する問題が絶えないこと、および民主的システムの整備においてそれが重要であるということに鑑み、1995 年 ICA/ユネスコ研究報告「旧抑圧体制の国家安全アーカイブズ管理」を念頭に置きつつ、ICA は、ユネスコとともに、こうしたアーカイブズの保存プログラムを緊急に開発すべきであること；

特別動議

14. セビリアで開催された第 14 回国際文書館大会 (ICA 大会) は、スペイン国王陛下におかれては、大会名誉会長を引受けられ、開会式では積極的なご参加を賜ったことに深謝の意を表明すること；

15. 第 14 回国際文書館大会は、1996-2000 年間の ICA 各種プログラムの実施を支援したあらゆる国立機関、国際機関、公立私立機関に対し、謝意を表すること；

16. 第 14 回国際文書館大会は、今大会において、専門的諸課題を取り上げ、分析する諸セッションを纏め上げた諸兄諸姉、これら専門的プログラムに表明された意向をくみ上げた決議勧告書を纏め上げたラポルテール各位に、記して謝意を表すること；

17. ICA 及び全参加者を代表して、第 14 回国際文書館大会は、スペイン政府、アンダルシア政府、セビリア市長、教育文化省、スペイン国立文書局次長、大会議長及びその同僚、その他関係したスペインのアーキビストすべてに対し、その温かいもてなしと組織化に対し、最大の深謝を表明すること。

(訳：国際資料研究所)

⁶ 訳注：世界人権宣言第 19 条



第37回 ICA 円卓会議@ケープタウン 小川 千代子

去る 10 月 20 日から 25 日まで、南アフリカ・ケープタウン国際会議場で第 37 回 ICA 円卓会議「人権とアーカイブ」が開催された。今回は参加国 60 カ国、参加人数は 180 人程度と、ヨーロッパでの開催時に比べれば人数はやや少なかったが、開会式には南アのノーベル文学賞受賞者デズモンド・トゥトゥ大司教の講演、東南アフリカ 10 カ国の文化大臣の列席でアフリカ・アーカイブ宣言が採択されるなど、アフリカの新しいアーカイブ業務の始まりを予感させるものであった。これに、日本のアーカイブ専門家団体である全史料協の代表の立場で参加した。



市内テーブルマウンテンを
宿舎から望む

会議日程	午前	午後	夜
10 月 20 日	ICA/SPA 運営委員会	ICA/SPA 総会	
10 月 21 日	第1セッション 個人の記録	公式開会式(各国文化大臣等)	ケープタウン市長歓迎レセプション
10 月 22 日	第2セッション 抑圧政権の記録	公文書館見学、ICA 戦略会議	市内観光・演劇鑑賞
10 月 23 日	第3セッション アフリカの記録	ロビン島博物館見学	コンスタンシア見学
10 月 24 日	第4セッション 自由討議	代表者会議、閉会行事	晩餐会
10 月 25 日	観光ヘナデンドル修道院博物館、ハマナス観鯨展望台他		解散

第37回 ICA 円卓会議決議勧告案 (訳)

各国の国立公文書館長、専門家団体会長、ICA メンバーは、第 37 回 ICA 円卓会議開催にあたり、ケープタウンに集い、以下を決議する。

- 文化遺産の保護が各国の権利と責任であることを想起し、またユネスコ 2001 で満場一致で採択された文化の多様性に関する宣言に言及し、第 32 回総会で勧告された文化の多様性に関する国際会議開催プロジェクトを支援する。
- 2002 年マルセイユの円卓会議で採択された決議を想起し、各国政府は WSIS (世界情報社会サミット) に代表を送り、アーカイブの保存と長期間可用性を促進するよう求める。
- イラク 2003 年の政府記録持ち去りおよびアーカイブはじめ各種文化施設の火災、略奪に関する報告に深く憂慮し、IFLA2003 年 9 月 9 日付け採択の決議に同調して、次を勧告する：
 - 1954 年ハーグで採択された武力紛争時の文化財保護条約および 1999 年の第 2 議定書の批准が未了の各国政府はこれを批准すべきである
 - 連合軍はイラクアーカイブの保護を促し、アーカイブの被害判定 (アセスメント) およびその復旧にむけた行動計画の創設を容認し、イラクのアーカイブシステムの再建、再配備、再構成に関してはイラクの専門家との協力の下で確保する
 - 各国とも文書史料を含む古美術品の商業流通取引監視に直ちにとりかかり、イラク国内の情報基盤再建と残された価値ある文書遺産の保存にむけて支援の努力を行う

- ICA 各国代表メンバーは、人災天災が当該国にもたらされた場合に文化遺産の保護を行うため、それぞれの国内にブルーシールド委員会を創設する。
- 東南アフリカ 10 カ国のアーカイブ所管大臣が本円卓会議で発表した、専門性を通して良好な行政の業務における記録と保存記録の保存確保を目的とする「アフリカ・アーカイブ宣言」の採択に満足を表明すると共に、アフリカ各国におかれては、政府各省が良好な行政を実施して、効率向上を図ると共に、国民の情報権行使を可能にすることを目的に、政府記録管理のシステムを実施するため、当該国のアーカイブ機関を用いるよう懇請し、併せてアーカイブ業務の位置づけには、必要な権限、独立性およびその実施方法を付与するものとされることを提案する。
 - アフリカの古文書保存が当面する脅威を考慮し、
 - ティンブクトゥにおけるアラブ文書保存のための南アフリカとマリ共同イニシアティブを歓迎する
 - アフリカおよびアラブ各国がこうした文書全てを確認し保護すべく共同歩調をとることを懇請する
 - ユネスコに対しティンブクトゥ文書全体を世界遺産として登録する提案があればこれを支持する
 - 長らく否定されてきた原住民族の権利の再創設のためのオラリティの重要性に配慮し、アフリカ各国政府が ICA と協力して、広領域の観点から口承伝統の管理と保存に関する汎アフリカ会議を開催することを懇請する。

7. これまでの下記 ICA および CITRA の決議勧告を想起し、

- 1997 年エジンバラの CITRA では、1995 年ユネスコ及び ICA の研究に基づく勧告で、旧抑圧体制下のセキュリティサービス、公安当局アーカイブに対して懸念を示された各国に対する援助が必要であること、
- 200 年セビリア ICA 大会で、1995 年の研究にあるガイドラインに従い、これらアーカイブの保存プログラムの策定が提案されたこと、
- 2002 年マルセイユ CITRA では、ラテンアメリカ各国では抑圧政権時代からの警察と病院の記録を公的アーカイブ機関に移管すること。

2000 年欧州理事会のアーカイブへの可用性に関する勧告および同 2002 年ドキュメント（資料）への可用性について言及し、あらゆる国、特に民主化移行途上の国において、犠牲者の賠償請求権を支える証拠として；集合記憶の欠くことのできない要素のひとつとして；権利濫用の責任確定の重要な方策として；並びに共通の正義と調和のための基盤として、アーカイブが有する基本的重要性を考慮し、集合的権利、および個人、マイノリティ、土着民の権利の保護については欠くべからざる重要性があることを考慮し、人権侵害を記録した政府ならびに私的出所のアーカイブはどちらも、とりわけマイノリティをめぐる社会的紛争が現存する各国にあっては、脅威にさらされることを鋭く認識し、あらゆる報復的圧迫を防衛し、さらなる違反行為の反復を避けることを強く願ひ、

－政府当局並びに国際機関に対し次を勧告する：

- 1) 上述の各種権利の実効ある行使を促し、あらゆる種類のこうした犯罪を記したアーカイブの保存と保守を確実に行うための必要な手段をとること：特に、セキュリティおよび警察業務の記録、真実調停和解委員会の記録、国際刑事裁判所の記録、人権擁護に関わる政府間組織および国際機関の記録、並びに NGO が収集・作成した記録は配慮を要するので、
 - 出来る限り、こうしたアーカイブ資料は、新たな民主的当局の制御のもとで、公共アーカイブ機関のもとにおくこと、
 - アーカイブ機関がこうした資料の取得と保存を行うことが出来る権限を与えるよう法律の改定又は制定を行うよう奨励すること、
 - こうしたアーカイブの保存、管理および利用提供

に必要な財政的・人的資源をアーカイブ機関に付与すること、

- アーキビストの独立性と良心の自由とともに 1996 年北京 ICA 大会で採択されたアーキビストの倫理綱領に定義されたその専門的倫理規定を尊重すること、
- 2) こうしたアーカイブ資料の存在を周知しそのアクセスを促進するため、
 - これら資料の可用性のため適切な法律的枠組みを創設又は改正により設けること、
 - プライバシーと真実周知の必要性の両方を尊重してその整備を確実に行うこと、
 - これらアーカイブ資料の確認と利用を促すため、総合情報および利用者ガイドの作成を行い、一般市民が自由に使える場所にこれを配置すると共にその広報活動を行うこと。

－ICA および UNESCO に対し、下記を含むこれらアーカイブ資料の保存プログラムを設置することを懇請する：

- 1) 関係の機関および団体の協力の下での人権侵害の歴史に関する情報源の国際ガイド作成ならびにこれら情報源とその所在の明示と周知、
- 2) 1995 年にまとめられた旧抑圧体制下のセキュリティサービスのアーカイブに関する報告書の更新、
- 3) UNESCO 世界の記憶登録簿への、旧抑圧体制下のセキュリティサービス、並びに人権関係団体のアーカイブの一般登記
- 4) 2001 年レイキャビクで開催された CITRA の決議に従って作成された国際 NGO のアーカイブの実務的なガイドの配布と翻訳
8. 国連の平和維持活動の使命の中に、記録の廃棄や不正移動からの保護の項目を含めるよう、国際連合の関連機関に呼びかける。
9. 来賓各位、特にデズモンド・トゥトゥ大司教、ケトゥミル・マシレ大統領閣下、アーマド・カスラド氏のご参加により活発な専門的討論を可能とされたことに感謝する。
10. 南アフリカ政府、芸術文化省、州政府、市役所、南アフリカ国立公文書館長とそのチームに対し、その歓迎、心温まるもてなし、そしてすばらしい円卓会議運営が行われたことに、心からの謝意を表明する。

<未定稿>

代表者会議専門家決議案

2003 年 10 月 24 日 ケープタウン

第 37 回国際文書館評議会円卓会議は、

人権を証するアーカイブの収集と保存を目的とする動向、特に、アーカイブの専門家の行動と共に、これら行動に対する一般的な認知を向上することを強く奨励するに当たり、

1. ICA においてネルソン・マンデラ賞を創設し、人権と人権侵害関連アーカイブの保存や公開に功績あった機関、組織、団体、個人を顕彰することを提案する。
2. ICA 円卓会議役員会に対し今後もまた人権関連テーマの会議を設定するよう懇請する。
3. ICA/COT、ICA 口承伝統委員会に対し、プレトリアで開催されたプレコンファレンスワークショップの事業について、ワークショップで採択された決議に基づくオラルヒストリーに関する研修及び情報に関するプログラム創設により、その継続と拡大を要望する。

<未定稿>

語られる沖縄戦

—『沖縄県史』編さんに用いた戦争体験証言記録と公文書館—

沖縄県立博物館・美術館主任学芸員 久部良 和子

1 『沖縄県史』における「沖縄戦記録」発刊の意義

沖縄では、これまで沖縄戦に関する戦闘記録や体験記、文学作品等数多くの出版物がある。新聞や雑誌などに発表された個人の記録資料をも含めると膨大な数になる。これらの大部分は戦後 20 数年を経て、ようやく人々の生活が落ち着き始めた 1960 年代以降に刊行されたものが多い。特に日本復帰前後の 1970 年代には沖縄関係の出版物ブームがあったが、それらは主に日米の軍事行動の記録であり、沖縄県の官吏、警察官、報道関係者の立場から書かれたものが多数を占めていたため、沖縄戦を体験した住民の声がどれだけ反映されているのかという批判や疑問がよせられた。このような反省から県史「沖縄戦記録」の刊行は、戦争体験を記録する側としてその観点はどのような立場で記録するのかという議論や検討が行われ、沖縄戦を体験したできるだけ多くの住民の戦争記憶を記録し、まとめるという壮大な企画が立案された。

当時まだ「オーラル・ヒストリー」という学問的調査方法が確立されていない中、住民の戦争体験証言を詳細に記録した「沖縄戦記録」は、刊行されると同時に大きな反響があり、その後県内外の戦争記録調査に大きな影響を与えた。この県史編纂事業に委員として関わった宮城聡氏が調査・収集・作成した資料、取材中のメモや原稿の下書き、聞き取りの音声記録等が 1995 年沖縄県公文書館に寄贈された。

本報告は、沖縄戦を検証するのではなく、県史の編纂過程で作成され使用された宮城聡文書の整理に携わった経験から、これらの個人資料が、どこまでが公文書でどこまで個人文書なのか、その判断の難しさや著作権や個人情報はどこまで保護されるべきなのか、沖縄戦証言記録の公開と利活用について、事例報告とその課題を紹介する。

1.1 琉球政府の沖縄県史発刊事業

- ・ 沖縄県史の刊行事業は、1963年に発足、その後何回か計画が見直され、1965年に刊行が開始全24巻となる。
- ・ 沖縄戦に関する巻は、
 - 「沖縄戦通史 第8巻 各論編 07」(1971年4月刊)
 - 「沖縄戦記録1 第9巻 各論編 08」(1971年6月刊)
 - 「沖縄戦記録2 第10巻 各論編 09」(1974年3月刊)
- ・ 編集の趣旨は、沖縄県は太平洋戦争の終結地として激戦地にされ20数万の戦死傷者があった。県民は戦争のもたらした恐怖、苦痛、飢餓、憎悪などの極限状態に遭遇したこと

から、このような戦争体験者の記憶をできるかぎり多く記録しまとめることであった。

1.2 「沖縄戦記録」の画期的な編集手法

- ・沖縄戦の体験者に直接インタビューし、録音・編集したものを収録（オーラルヒストリーの手法）
- ・部隊の動きや戦闘状況、日本兵の手記からは見えてこない「住民」の戦争体験を中心に据えた。
- ・沖縄島南部（摩文仁など）に偏ることなく、全県をカバーして戦争体験を記録
 - 第9巻 米軍上陸地点以南（北谷村、北中城村から南の中頭郡、那覇、島尻郡）
 - 第10巻 米軍上陸地点以北と離島（宮古・八重山諸島）
- ・録音は座談会形式：各字（集落）の沖縄戦体験者を集め、3～6人程の複数で卓を囲んでそれぞれの体験を語ってもらう。
 - ⇒複数人がいれば聞き取りの際の疑問はその場で確認することができる。
- ・人選や日程調整は琉球政府から各字の区長に依頼し、場所は公民館、役場、区長の自宅などで行う。
 - ⇒個人の場合は、執筆能力のあるなしが問題になり、作文になる恐れがある。
- ・オープンリール式テープレコーダで録音
- ・話者によっては、その後個別で聞き取りの再調査を行う。
 - ⇒その後、沖縄県内市町村史の沖縄戦記録の編集にも大きな影響を与えた。
- ・「手記の執筆」でなく体験者の「語り」の力に着目
- ・語ることを拒否した住民もいることも明記する。
- ・語ってこなかった「語れなかった」体験者にとっては「語る」のきっかけになった。

2 録音テープ(CD)の活用

2.1 調査者・宮城總（みやぎ・そう）という人物

- ・1895年5月22日 沖縄県国頭村奥間に生まれる。
- ・1916年 沖縄県師範学校を卒業し、教員となる。
- ・1921年 上京して改造社に就職。総合雑誌『改造』の編集に従事。9年後に退社、作家生活へ。戦後、沖縄に戻る。
- ・1963年 沖縄県史編集審議会委員に就任
- ・1967年 「沖縄戦記録」の担当として10月頃から、沖縄県史編集所長・名嘉正八郎らと字を回って座談会を開催し、457人の証言を録音。県史に収録されたのは212人。うち宮城は、座談会の録音テープを起こした原稿をもとに163人の証言を文章化し、全体の解題を執筆
- ・1991年12月1日 死去

2.2 「宮城總文書」というアーカイブ

- ・その後、県史編集関係資料を含む宮城の私文書は、1995年遺族によって沖縄県公文書館

に寄贈され、のちに整理公開。

沖縄関係図書 315 件

沖縄戦県史原稿 112 件

沖縄戦証言記録[音声資料] 259 件★

⇒これが「沖縄戦記録 1」の編集のため各地で録音された音声資料

- ・宮城が聞き取り調査や編集時に残していたメモなどを参照することで、インタビューする側の心のゆらぎや思考が見える。「沖縄戦記録」というプロジェクトの内実により深く迫ることができる。
- ・宮城の資料には、録音テープの音声をそのまま文字化した原稿類が多数残されている。
- ・沖縄方言をカタカナで書き記す工夫や、絵、地図、カードを使い可能な限り証言者の記憶をよみがえらせ、その語りを文字化しようと試みている。
- ・調査の前に最初に録音することを説明し、間違っていると思っても正すことをせず最後まですべての体験を話してもらうことなど注意事項として記していることから、慎重に記録の収録を行っていたことか伺うことができる。
- ・県公文書館での公開までの道のり
原本保護、閲覧用媒体の準備：劣化していたオープンリール・テープの修復、デジタル化
著作権等処理：デジタルの音声資料を公開し、利用に供するため、話者の承諾を得る：各字を回って、話者本人あるいは遺族と調整（ゼンリン地図及び電話帳の活用、自治会の協力）
2009 年から、許諾の得られた 204 人の音声記録の利用提供開始
- ・「県史」で使用された沖縄戦証言記録の原稿や宮城が執筆した小説の著作権について
例）大城立裕氏、大城将保氏、中山良彦氏、名嘉正八郎氏の作品等

3 「沖縄戦証言記録」をどう活かすか

3.1 沖縄県公文書館講堂 映写会「記録された沖縄戦を考える」2008 年 6 月 22 日

- ・映写会「記録された沖縄戦」（無声）に県立真和志高校放送部生徒によるナレーションを開催
- ・同校写真部インターメディア部と協働作業による「慰霊の日」関連パネル写真展
- ・県立首里高等学校及び県立真和志高等学校の生徒への「慰霊の日」に関するアンケート調査

3.2 糸満市与座区コミュニティーセンター

公文書館歴史講座「記録された沖縄戦 語られる沖縄戦」2009 年 3 月 14 日

- ・与座自治会及び与座老人会と共催
- ・沖縄戦写真パネルと糸満市立高嶺中学校放送部部員によるナレーション

3.3 八重瀬町新城公民館 「記録された沖縄戦 語られる沖縄戦」2009 年 4 月 25 日

- ・NHK沖縄放送局と新城区公民館の協力により「沖縄戦フィルム・証言」上映会を開催

- ・NHK所蔵沖縄戦フィルムの上映、証言者の1人である仲里美恵子さんの講話
- ・宮城總文書の「沖縄戦証言記録」から新城出身者7名分を聴く。

3.4 糸満市米須区コミュニティーセンター

「記録された沖縄戦 語られる沖縄戦」2009年6月13日

- ・米須地区在住者による戦争体験の講話
- ・糸満市立三和中学校放送部生徒によるナレーション
- ・糸満市教育委員会文化課による『糸満市史』の写真パネル展

3.5 糸満市大里公民館 「記録された沖縄戦 語られる沖縄戦」2010年6月5日

- ・糸満市教育委員会 歴史講座「記録された沖縄戦・語られる沖縄戦」
- ・宮城總文書の「沖縄戦証言記録」から、1967年に採録された大里出身者6名分を聴く。
- ・この証言記録は「沖縄県史」に収録されていない。
- ・音源テープは劣化が激しく、デジタル化しても聞き取りにくい箇所も多数あり、映像に字幕を付与。
- ・糸満市教育委員会生涯学習課に県史に収録されていないこれらの証言の文字起こし作業を依頼
- ・沖縄県史に記録されていない証言者及び関係者の聞き取り調査の追跡
- ・証言者の当時の様子、職業、家族状況を補足調査
- ・方言で話されている箇所や証言者の家族への確認

これらの調査と証言記録に基づいて映写会の台本を作成、証言者の家族から写真の提供を受けて講座で上映する映像を編集

3.6 『沖縄戦証言記録』利活用の可能性

- (1) 修学旅行用として「平和学習」に活用する
- (2) 教員への研修用として ※映像の上映（約4分）

※北中城村字喜舎場の証言記録より

安里要江さんの証言 1969年9月21日（約3分）

県史第9巻 174頁～195頁（証言記録CD 資料コード：0000079304）

4 今後の課題

2017年5月28日沖縄県立博物館・美術館講堂において、『沖縄県史 各論編6 沖縄戦』の刊行を記念するシンポジウムが行われた。第Ⅰ部は、「『県史沖縄戦』刊行の意義①－取り組みと成果」と「『県史沖縄戦』刊行の意義②－研究成果の到達点」という報告があり、第Ⅱ部は、執筆者によるパネルディスカッションが行われた。戦後70数年を経た現在でも沖縄戦に関する沖縄県民の関心の高さがうかがわれ、新聞等でこの様子が紹介されると県内外からも『県史』購入の問い合わせが殺到したとのこと。残念ながら私はこのシンポジウムに参加することはできなかったが、沖縄県教育委員会発行『沖縄史料編集紀要 第

41号』（2018年3月）に会場の様子や発表、会場からの質疑などが詳細に報告され、かなり盛況だったことがわかる。当該シンポジウムは、現在の沖縄戦研究の水準を示すものであり、1965年の県史刊行事業開始から約半世紀、若手沖縄戦研究者の広がりや深さを垣間見ることができる。しかし、上記の『県史沖縄戦』には旧県史で活字にされなかった宮城聡資料の証言記録が十分に活かされていないのは残念である。公文書館にはまだ宮城が残した沖縄戦証言記録の音声資料（CD）がある。

- ・これらの資料の公開については、市町村史編纂室や字誌編集関係、公民館などの地域住民との連携により、テープの文字起こし、人物の特定などを行い、関係者から許諾をとり、早急な公開が望まれる。
- ・時間が経つにつれ、人物の特定が困難になり、関係者も減少している。
- ・証言記録には、朝鮮人労働者や台湾人が含まれておらず、沖縄戦の全体像を解明するには不十分である。
- ・40年前の戦争証言「記録」を再調査し、公開する作業は、戦争体験者の「記憶」の継承につなげることができる。
- ・気をつけなければならないことは、「記録」の修正、改ざんである。
- ・体験者が減少する中、遺された戦争体験者の音声資料を何度も繰り返し聞くことで、追体験することができ、また個人情報保護や著作権に配慮しつつ、その利活用について様々な媒体を使って活用できる可能性がある。

沖縄戦は、沖縄県民にとって沖縄の近代史の帰結であり、戦後二十七年間におよぶ米国占領支配の出発点といわれるように、常に沖縄戦の体験が、戦後の沖縄のあらゆる場において、あらゆる段階で繰り返し思い起こされてきた。戦争体験は、県民の戦後史に大きく投影され、それは沖縄戦後史の思想的原点でもある。記録資料の保管が公文書館など資料保存機関の責務であると同時に、時代を越えて時代とともにその利活用を考え続けていくことが、我々に求められている課題ではないかと思う。

公文書管理及び保存の実態について

—災害時作成文書を中心に—

常総市総務部総務課 林 貴 史
常陸大宮市文書館 高村 恵美

昨年度「公文書管理及び保存の実態調査—災害時作成文書を中心に—」と題する東日本大震災の災害対応に係る公文書の作成、管理、保存についてのアンケートを東日本大震災の被災 7 県 196 自治体に送付し、173 自治体から回答が寄せられた。本年度はこの回答の集計・分析し、特徴的な取り組みを実施している自治体に訪問調査を行い、公文書管理の有様を検討することとし、報告書作成作業を進めている。本報告ではアンケートの集計結果を中心に、現段階での進捗状況を報告するとともに、平成 30 年 7 月豪雨に関する調査・研究委員会での取り組み等についても併せて報告する。

調査の経緯

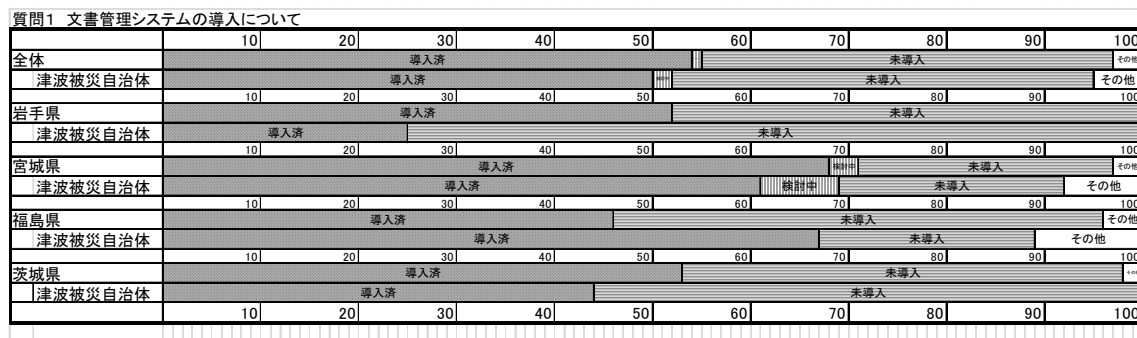
東日本大震災から 7 年が経過する中、その対応の過程で作成・収受された公文書（災害時作成文書）が次々と保存期間の満了時期を迎えている。これらは今後の防災や被災への対応のために欠くことのできない貴重な情報源であり、評価・選別を経た適正な保存と活用が望まれる。しかしその保存や取扱いについては、自治体によって対応にかなりのばらつきがあることがわかってきた。今後到来する 10 年保存文書や長期保存文書の保存年限満了を前に、その実態を把握し、どのような問題点があるのか検討してみたい。

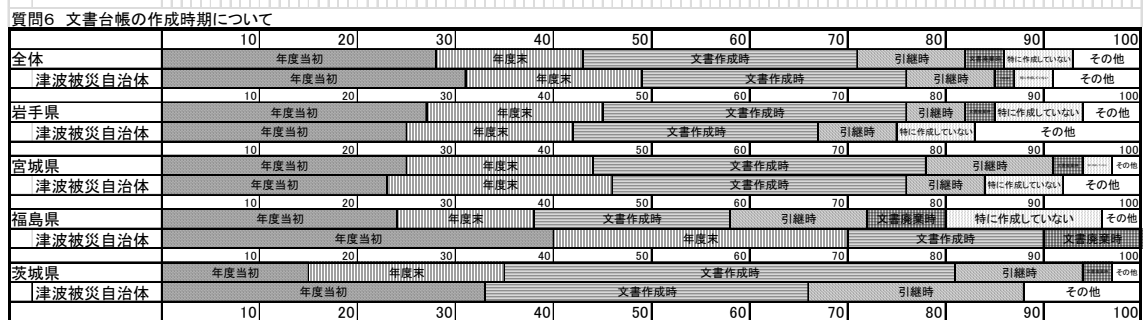
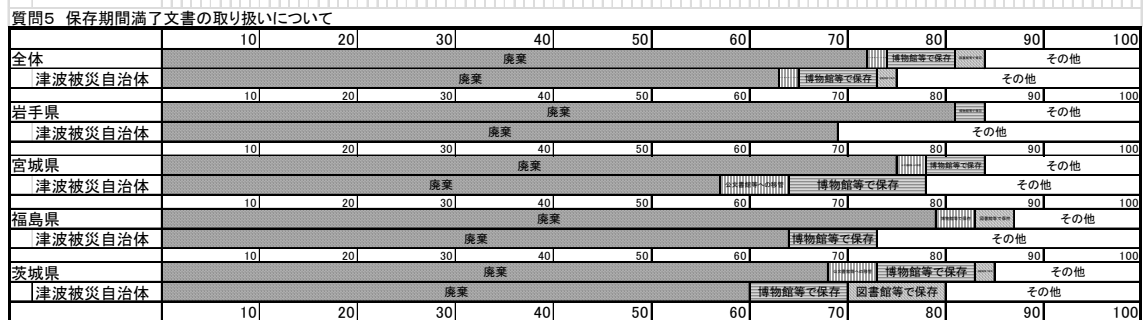
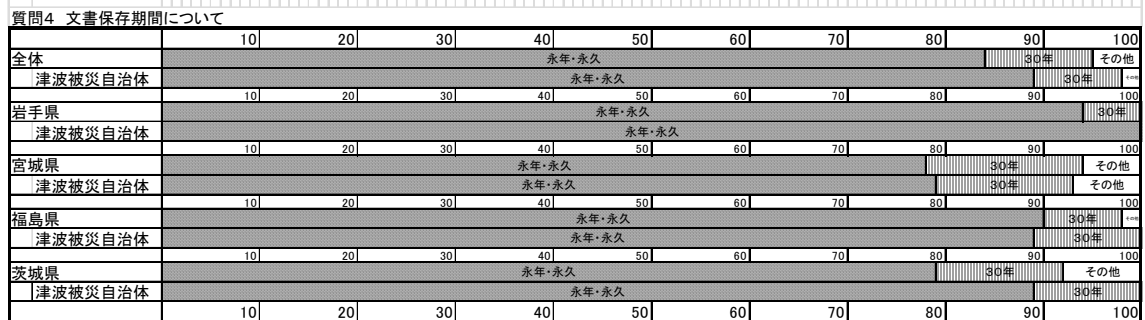
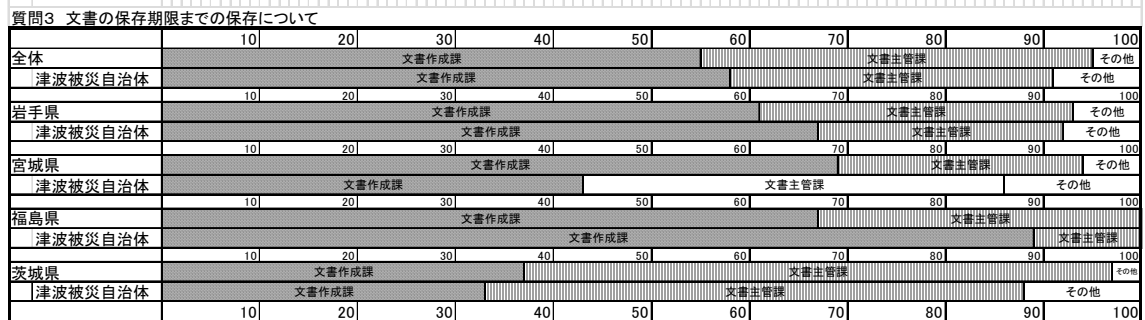
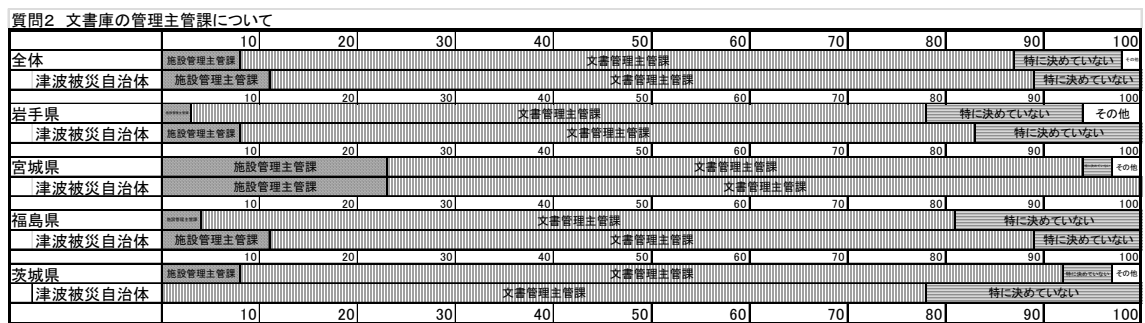
アンケートの実施

上記について、平成 30 年 2 月末日を締め切りとしてアンケートを実施した。

対象は東日本大震災で厚生労働省から災害救助法の適用を受けた市町村とその所在する県で、196 自治体である（東京都は適用の理由が帰宅困難者の発生であるため除外）。

各質問と回答は以下の通りである。





質問7 東日本大震災以降の文書管理や保管・保存上の取扱いで変更点について 自由記入のみ

質問8 内閣府発出「東日本大震災に関する行政ファイル等の扱いについて」

	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100
全体	知っている		聞いているが内容は未把握			知らない				
津波被災自治体	知っている		聞いているが内容は未把握			知らない				
岩手県	知っている		聞いているが内容は未把握			知らない				
津波被災自治体	知っている		聞いているが内容は未把握			知らない				
宮城県	知っている		聞いているが内容は未把握			知らない				
津波被災自治体	知っている		聞いているが内容は未把握			知らない				
福島県	知っている		聞いているが内容は未把握			知らない				
津波被災自治体	知っている		聞いているが内容は未把握			知らない				
茨城県	知っている		聞いているが内容は未把握			知らない				
津波被災自治体	知っている		聞いているが内容は未把握			知らない				

質問9 文書管理を主管する課等からの通知等の発出について

	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100
全体	発出した		発出していない							
津波被災自治体	発出した		発出していない							
岩手県	発出した		発出していない							
津波被災自治体	発出した		発出していない							
宮城県	発出した		発出していない							
津波被災自治体	発出した		発出していない							
福島県	発出した		発出していない							
津波被災自治体	発出した		発出していない							
茨城県	発出した		発出していない							
津波被災自治体	発出した		発出していない							

質問10 震災対応関連文書の保存年限の決定者について

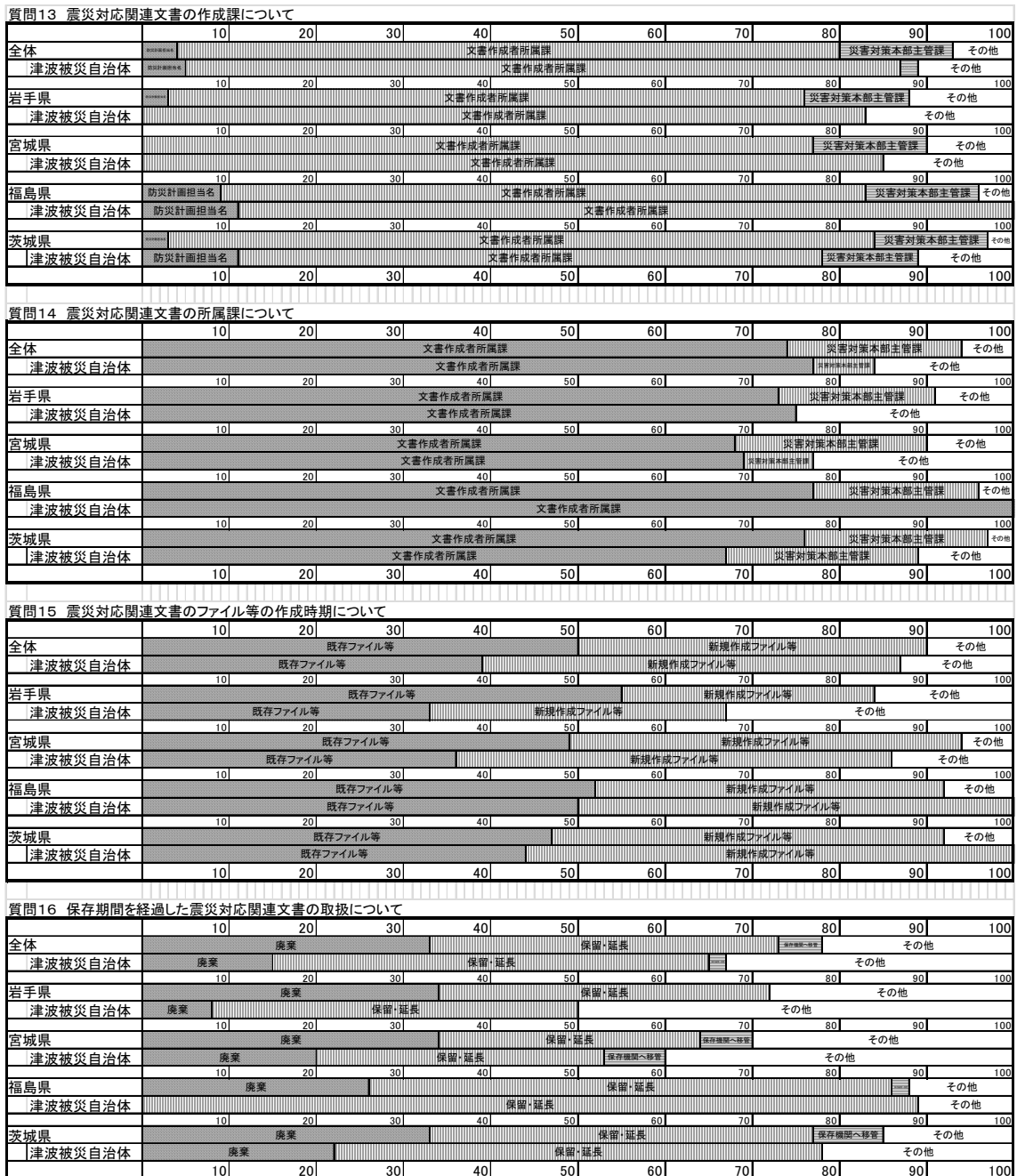
	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100
全体	文書作成課		文書管理主管課			災害対策本部主管課		その他		
津波被災自治体	文書作成課		文書管理主管課			災害対策本部主管課		その他		
岩手県	文書作成課		文書管理主管課			災害対策本部主管課		その他		
津波被災自治体	文書作成課		文書管理主管課			災害対策本部主管課		その他		
宮城県	文書作成課		文書管理主管課			災害対策本部主管課		その他		
津波被災自治体	文書作成課		文書管理主管課			災害対策本部主管課		その他		
福島県	文書作成課		文書管理主管課			災害対策本部主管課		その他		
津波被災自治体	文書作成課		文書管理主管課			災害対策本部主管課		その他		
茨城県	文書作成課		文書管理主管課			災害対策本部主管課		その他		
津波被災自治体	文書作成課		文書管理主管課			災害対策本部主管課		その他		

質問11 震災対応関連文書の保存年限の決定時期について

	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100
全体	作成時		整理時			主管課指示		その他		
津波被災自治体	作成時		整理時			主管課指示		その他		
岩手県	作成時		整理時			主管課指示		その他		
津波被災自治体	作成時		整理時			主管課指示		その他		
宮城県	作成時		整理時			主管課指示		その他		
津波被災自治体	作成時		整理時			主管課指示		その他		
福島県	作成時		整理時			移管時		その他		
津波被災自治体	作成時		整理時			移管時		その他		
茨城県	作成時		整理時			移管時		その他		
津波被災自治体	作成時		整理時			移管時		その他		

質問12 震災対応関連文書の保存年限への特別な配慮について

	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100
全体	長めに設定		特に意識していない			その他				
津波被災自治体	長めに設定		特に意識していない			その他				
岩手県	長めに設定		特に意識していない			その他				
津波被災自治体	長めに設定		特に意識していない			その他				
宮城県	長めに設定		特に意識していない			その他				
津波被災自治体	長めに設定		特に意識していない			その他				
福島県	長めに設定		特に意識していない			その他				
津波被災自治体	長めに設定		特に意識していない			その他				
茨城県	長めに設定		特に意識していない			その他				
津波被災自治体	長めに設定		特に意識していない			その他				



なお、報告書には、本アンケートの集計・分析結果をもとに、特徴的な取り組みがうかがえる自治体に対し、聞き取り調査を実施し、その結果も併せて掲載する予定である。

平成30年7月豪雨に関する調査・研究委員会での取り組み等について

調査・研究委員会では、災害の発生とともに、第1段階では、被害状況の確認と情報収集を行い、第2段階では、被災地支援と情報発信として、初期安定化資材の提供および技術指導、資機材の提供及びボランティア募集のための情報発信、活動を継続するための情報提供を行っている。本年度は大阪北部地震および西日本豪雨に関する情報をすでに掲載した。

ここでは平成30年7月豪雨に起因する愛媛県西予市に対して行った支援を中心に報告する。

Memo

大会テーマ研究会

趣旨説明

- 報告1「アーカイブズが社会にもたらすもの—琉球政府文書の利用状況から考える—」
大城 博光氏（（公財）沖縄県文化振興会公文書管理課長）
- 報告2「人権とアーカイブズ 西淀川公害を例にして」
林 美帆氏（（公財）公害地域再生センター研究員）
- 報告3「資料のデジタル化がひらく未来を改めて考える」
後藤 真^{まこと}氏（国立歴史民俗博物館准教授）

総合討論

- コメンテーター 加藤 聖文^{きよふみ}氏（国文学研究資料館准教授）
辻川 敦氏（大会・研修委員会委員長、尼崎市立地域研究史料館長）
- 司 会 榎原 直樹^{いちほら}氏（大会・研修委員会委員、藤沢市文書館）
上甲 典子^{じょうこう}氏（大会・研修委員会委員、亀岡市文化資料館）

アーカイブズ再考—その価値と活用—

全史料協大会・研修委員会

趣旨説明

公文書等は、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものと、公文書管理法は述べています。政府や地方公共団体の公文書館だけでなく、さまざまなアーカイブズもまた、現在および将来の利用者のために資料を収集・保存していることは言うまでもありません。私たちアーカイブズに携わる者は、この営みが社会にとっていかに重要であるかを、つねにアピールしてきました。

本大会では、それぞれのアーカイブズが蓄積した知的資源の価値を自ら吟味し、発信し、活用の可能性を広げるという視座からアーカイブズを再考します。事例として、沖縄県公文書館と、あおぞら財団の取り組みが報告されます。2つの報告のベースには、「軍事占領下での自治の歩み」「公害による破壊からの再生」という、それぞれの集団的記憶を伝えるアーカイブズの存在があります。両者はともに、人々の権利に寄り添うアーカイブズであると言えるかもしれません。

沖縄は1945年の日米両軍による地上戦以来、27年間の米軍政下にありました。沖縄県公文書館は、沖縄住民の民政機構として存在した琉球政府が作成・蓄積した文書群を所蔵しています。この琉球政府文書が現在の社会において有する価値や、保存・活用のためのプロジェクトの意義を学びます。

あおぞら財団は、西淀川公害訴訟を契機に設立され、地域と人々の暮らしを再生する事業の中でアーカイブズを活用しています。所蔵資料に基づいた参加型、ワークショップ型教育メニューの充実を図り、公害や環境問題への関心を喚起する姿勢に、アーカイブズが主権者教育において果たしうる役割を見ることができるでしょう。

最後の報告では、価値あるアーカイブズに人々がアクセスする権利を支えるためのデジタル技術について考えます。デジタル・アーカイブズ構築とアクセシビリティの向上は、資料を利用者にとってより近いものとし、その価値や有用性を理解する契機を増やし、活用の拡大へつながります。現在、国立歴史民俗博物館を拠点に進められているプロジェクトを例に、デジタル技術の有する可能性と課題を概観します。

以上の報告をもとに、総合討論では、アーカイブズの価値の源泉に人々の権利を置き、アーカイブズを人々の身近に引き寄せていくためのデジタル化という方法論を踏まえて、社会とアーカイブズのつながりを見つめ直します。

アーカイブズが社会にもたらすもの —琉球政府文書の利用状況から考える—

公益財団法人沖縄県文化振興会(沖縄県公文書館指定管理者)
公文書管理課長 大城 博光

1 報告の趣旨

公文書を「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」として、公文書館を「現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにする」という役割を行政機関と共に担う施設として位置付けた公文書管理法が施行(平成 23 年 4 月)されて 7 年が経ちました。

公文書館を運営する者は、この法律が求める理念を理解し、実現に向かうとともに、施設の設置目的を達成することを第一に考えた活動を行うのは言うまでもありません。その際に、公文書を利用する権利を持つ住民の視点で、実際にどのような情報が必要とされているかを把握することが、公文書館の潜在的なパフォーマンスを引き出すことに繋がると言えるでしょう。

沖縄県公文書館設置の契機となった琉球政府文書は、戦後沖縄の特異な経験が記録された公文書等で、平成 7 年の開館以来、県内だけでなく県外や海外からも多くの人々に様々な目的で利用されています。また、復帰後の沖縄県文書の選別基準を適用すると廃棄になり得る文書でも、残されていたことによって住民の要求に応えることができた事例もいくつかあります。

本報告では、まさに国民共有の知的資源となっている琉球政府文書と、その特徴的な利用事例を紹介することで、本大会のテーマであるアーカイブズの価値と活用について、改めて考える機会にしたいと思います。

2 報告の概要

報告の概要は、概ね次のとおりです。(パワーポイント使用)

(1) 沖縄県公文書館の概要

- ・設置の経緯(琉球政府文書関係)
- ・設置目的と運営方針
- ・事業計画 ～行政の記録センターとして機能するために

(2) 琉球政府文書の概要

- ・資料群の作成主体と米国統治機構
- ・資料群の時代背景
- ・復帰に伴う沖縄県への文書引継ぎ

(3) 琉球政府文書の利用状況 ～どのような目的で利用されているか。

- ・沖縄研究(沖縄をとおして世界を考える研究)のための学術資料として
- ・個人の権利利益を明らかにする証拠資料として
- ・その他

(4) おわりに

《配布資料》

- 参考1 沖縄県公文書館の開館まで(琉球政府文書関連)
- 参考2 沖縄県公文書館運営基本方針(平成 18 年 8 月 25 日総務部長決定)
- 参考3 米国統治時代の基本法令(当日配布)
- 参考4 所有者不明土地、基地労働者の石綿救済法その他の権利証明関係資料(当日配布)
- パワーポイントのプリント資料(当日配布) みだし2

沖縄県公文書館の開館まで(琉球政府文書関連)

1971(昭和46)年 10月14日	琉球政府局長会議において、琉球政府の諸記録、文書類を沖縄史料編集所へ引き継ぐことを決定。
1971(昭和46)年 11月1日	「行政府文書管理規程の一部を改正する訓令」(1971年訓令第68号)の施行。琉球政府が保存する文書及び今後作成される文書は保存期間を経過しても、国又は沖縄県に引き継がれるまで原則廃棄しないことが規定。
1972(昭和47)年 1月	琉球政府局長会議において、琉球政府が保有する文書は現地保存の原則に基づき沖縄県又は国の出先機関等に引継ぐことを基本方針とする「琉球政府公文書類の引継要領」が決定。完結した文書の引継先は県文書学事課となる。
1972(昭和47)年 5月15日	沖縄県が本土復帰。 琉球政府から引継がれた琉球政府文書を県文書学事課が管理。
1973(昭和53)年 6月1日	県文書学事課が「琉球政府行政文書の分類整理及び編纂に関する事業」を開始。以来平成6年度まで継続実施(17年間)。
1979(昭和54)年 8月28日	県立総合文化センター設立審議委員会から答申された「沖縄県立総合文化センター設立について」において、「戦後沖縄の苦難の歴史を後世に伝えるためにも、その根本史料である琉政文書の整理、保存は重大な責務である」とし、そのため県立文書館の設立が最も急を要する課題として提言。
1981(昭和56)年 4月1日	琉球政府文書の管理を県文書学事課から県史料編集所へ移管。
1986(昭和61)年 4月1日	県史料編集所が県立図書館史料編集室となり、引続き琉球政府文書を管理。
1990(平成2)年 12月19日	県教育庁社会教育課に「沖縄県公文書館設置検討委員会」を設置。
1992(平成4)年 4月1日	沖縄県公文書館の設置に関する事務が県教育庁から知事部局に引き継がれ、県文書学事課に公文書館建設担当を配置。
1993(平成5)年 4月1日	県文書学事課に公文書館建設班を設置。
1995(平成7)年 4月1日	「沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則」(1995年規則第15号)の施行。沖縄県公文書館が設置。
1995(平成7)年 5月15日	琉球政府文書の管理を県立図書館史料編集室から沖縄県公文書館に移管。
1995(平成7)年 8月1日	「沖縄県公文書館の設置及び管理に関する条例」(1995年条例第6号)の施行。沖縄県公文書館が開館。

沖縄県公文書館運営基本方針(平成18年8月25日総務部長決定)

沖縄県が設置する公の施設としての沖縄県公文書館(以下「公文書館」という。)の業務について、次のとおり、その運営の基本方針、施策体系その他運営に関し必要な事項を定める。

第1 公文書館の運営に当たっての基本的事項

公文書館は、沖縄県公文書館の設置及び管理に関する条例(平成7年沖縄県条例第6号。以下「条例」という。)に基づき、歴史資料として重要な公文書その他の記録を収集し、整理し、及び保存するとともに、これらの利用を図り、もって学術及び文化の振興に寄与することを目的として設置する公の施設であることを踏まえ、この基本方針に定めるところにより運営する。

第2 公文書館運営の基本方針

公文書等は、行財政活動の過程で作成され、その目的が達成された後において一定期間保存された上で、廃棄処分が決定され、現用文書としての役割を終えることになる。公文書館は、これら役割を果たした文書その他の記録の中から歴史資料として重要な公文書等を収集し整理し保存するとともに、県民の利用に供することを目的として設置されたものである。

公文書館の業務は、資料の収集・選別にあたって、行政の記録センターとして機能し得るよう後世の評価に堪える適正さをもって行わなければならない。このような視点から、資料については、沖縄県文書を中心に収集するとともに、県民の円滑な利用に供することができるよう的確に整理するほか、収蔵資料の恒久的保存を図るものとする。

また、公文書館の利用・普及を図るため目録を整備するほか、公文書等を県民が効率よく利用できるよう検索システム等を整備し、資料の電子情報化を図るとともに、企画展、講演会及び講座を開催し、公文書館に対する県民の理解を深める事業を展開する。

第3 公文書館の施策体系

公文書館は、条例、沖縄県公文書館管理規則(平成7年沖縄県規則第50号)、沖縄県公文書館公文書等管理規定(平成18年沖縄県告示第593号)その他公文書館の管理運営に関する規定に基づき、基本方針に定めるところにより、次に掲げる体系によって施策を実施する。

1 歴史資料として重要な公文書等の収集・整理

- (1) 資料の調査研究
- (2) 資料の収集及び整理
- (3) 資料目録等の刊行

2 公文書等の保存

- (1) 公文書等の保存及び修復

- (2)資料のデジタル化
- (3)貴重な資料の複製
- 3 県民への普及活動
 - (1)展示会、講演会、講座等の開催
 - (2)検索・利用システムの向上
 - (3)公文書館業務の広報等
- 4 その他公文書館の設置の目的を達成するための施策

第4 運営に当たっての留意事項

公の施設として設置された公文書館は、その設置の目的を効果的に達成するために必要な施策を展開し、公文書等を県民の利用に供し、もって県民の学術及び文化の振興に寄与することを旨として運用されるべきものである。

公文書館が収集する沖縄県文書が歴史資料として後世に引き継がれ、その利用に供されることが公文書館の設置の目的にかんがみ極めて重要であることから、収集する公文書等が後世の利用に供されるための整備及び保存も重要な責務である。

このことから、公文書館がこれまでに収集した資料等に関し、収集及び整理に関する基準に基づき改めて評価選別を行うとともに、歴史資料として貴重な公文書等を後世に引き継ぐために必要な保存の措置を講ずることが喫緊の課題である。

特に、厳しい行政環境の下において、今後の公文書館の運営に当たっては、博物館等の類似の機能を有し、また類似の事業を展開する公の施設との機能や業務の競合を避け、公文書館が担うべき事務事業を選択し、公文書館の設置の目的を踏まえた施策に集中していくことが必要となっている。

以上のことを踏まえ、公文書館の運営については、沖縄県文書を収集し、沖縄県文書のうち歴史資料として価値のあるものを整理し、及び保存することを主たる事業として展開することが必要であるとともに、これまで収集し保存している資料等についても改めて歴史資料としての価値を評価し後世に引き継ぐべき公文書等を選別していくことに重点を置いて事業を展開する。

附則

この基本方針は、平成19年4月1日から施行する。

人権とアーカイブズ 西淀川公害を例にして

公益財団法人公害地域再生センター(あおぞら財団)付属
西淀川・公害と環境資料館(エコミュージズ)研究員 林 美 帆

はじめに

・西淀川・公害と環境資料館とは

西淀川公害裁判(1978-1998)の企業和解(1995)によって、原告(公害被害者)が得た和解金を元に、財団法人公害地域再生センターを設立。

まちづくり、教育・研修、国際交流を展開。

1991年に裁判の原告である公害患者が地域再生案を発表(図1)。

その中に「公害資料館」の記載があり、地域再生活動の中に「公害の経験を伝える」ことが位置づけられた。

2006年に西淀川・公害と環境資料館を開館



図1：西淀川地域再生マップ

1. 公害問題における被害者の立ち位置

- ・行政にも、企業にも意見が言えない状況下にいた被害者(1960～1970年代)
→マイノリティ 声が届かない(図2)

国が栄えるために、多少の犠牲は仕方がない（その犠牲にあった人たち）

- 裁判にて声を届ける、制度を変える
→公害対策基本法（その後の環境基本法）、公害健康被害補償法、NOxPM 法、PM2.5 の環境基準など

- 和解の糸口を提案・実行
→大気汚染 地域再生
（まちづくりへの参加）
西淀川・川崎・倉敷・尼崎・
名古屋・東京
イタイイタイ病（富山）
原因企業への立ち入り調査

企業や行政、まちの人たちとの対
等な関係を望む
（人権の尊重）



図2：マイノリティの声が届かない
（公害資料館ネットワーク共通展示パネル）

2. 公害資料とは（西淀川公害の場合）

- 裁判記録
裁判所に提出したもの、被告（国・企業）原告（公害被害者）双方の資料
- 西淀川公害裁判弁護団資料
裁判記録を作るために集められた資料、および会議資料
到達、疫学、関連共同性、被害、道路、歴史
- 西淀川公害患者と家族の会資料
会議資料（役員会議、勉強会、新年会など）
イベント（シンポジウム、測定活動、株主総会など）
交渉（公害被害者総行動（国）、阪神高速公団、企業、大阪市など）
他の公害地域への運動支援（大気汚染、スモン、カネミ油症、水俣病など）
地域問題（関西国際空港開発、フェニックス計画、西淀川高校設立など）
運動道具（たすき、横断幕、桃太郎旗）
ニュースレター、ビラ
その他（新聞記事、カンパ関係など）
- 大阪から公害をなくす会資料
大阪府内の公害反対運動資料

- ・患者個人資料
吸入器、家計簿、俳句など
- ・弁護士の個人資料
- ・専門家の個人資料
- ・図書

3. 被害者の資料保存への複雑な思い

<不安>

- ・資料がどう使われるかわからない「恐れ」
→アーカイブズ機関への不信感、まだ見ぬ利用者への不信感

<利点>

- ・西淀川公害反対運動そのものへの評価
→展示や教科書 大阪市『おおさか環境科』
→環境省の職員研修
- ・西淀川公害反対運動が他の運動への参考事例となる
→運動の成果とは違う、市民社会に貢献した評価
西淀川の場合は、福島原発事故後の地域再生への参考事例として
→中国の環境 NGO のお手本として
運動は「長い時間がかかる」→良いことは必ずできるという自信
対立ではなく、対等な関係になることの重要性に気付く

評価：マイノリティだった自分たちが「見える」化し、安心

継承：運動の精神が受け継がれていく「公害を二度と繰り返さない」

評価・継承のために、資料が必要、評価・継承のために、資料を他者に託す

4. 公害を学ぶことと公害から学ぶことの違い

<公害を学ぶこと>

- 被害（差別を含む）
- 事実関係のみ
→他人事でおわる可能性大「かわいそう」

<公害から学ぶこと>

- 市民の行動を学ぶ「市民性教育」の題材として
- 現在必要とされる公害教育として全国的な位置付け「公害資料館ネットワーク」
- いまだに残る課題をどのようにすれば解決できるのか（専門家≠正しさ）
→SDG s の達成のために「誰も取り残さない」
継承のために、資料からの「学び」の部分が必須

おわりに

- ・人権が尊重されるために声を上げる運動（裁判）に必要なものは資料
- ・人権が尊重されるために公害反対運動をしてきた。その事実を伝える資料
- ・人権侵害された人たちが、希望を失わずに運動を続けるために学ぶ資料

資料のデジタル化がひらく未来を改めて考える

人間文化研究機構 国立歴史民俗博物館
准教授 後 藤 真

はじめに なぜデジタルか？

- いうまでもなく今はデジタルと Web の時代→好むと好まざるとに関わらず Web に触れる
→そのような状況の中でアーカイブズや資料を取り巻く状況を考える必要も
- Web の世界はアクセスを変える
 - ✓ アクセスが変わると
 - ・情報に触れる格差の質 ・情報の見え方／隠れ方
 - ・情報に触れる空間と時間の距離 ・コンテンツ評価のメタな質
 - などが変わる
- では、アーカイブズは変わるのか？→本質は変わらない
ただしそれをとりまく環境や状況が変わる
- 最近の報告者の関連する論考
 - ◆ 「デジタルアーカイブとアーカイブズ」(『歴史学研究』974号、2018年8月)
 - ◆ 「デジタル・ヒューマニティーズの現在—人文情報学の現状と展望—」(『日本歴史(校正作業中)』2019年1月掲載予定)
- 「デジタルアーカイブとアーカイブズ」で触れたこと
 - ◆ アーカイブズ情報の可視化の遅れ→「デジタルアーカイブ」に圧倒される現状
アーカイブズの意義が伝わらずに、衰退する危機感→アクセス状況の改善は急務
- 『日本歴史』で触れたこと
 - ◆ DH の現状 とりわけテキスト解析などの進展への期待
そのためのデータ整備の重要性→機械的に利用可能なデータの必要性
 - ◆ いかにデータを「オープン」にするか オープンアクセス／オープンデータ
 - ◆ デジタル時代に変わることは何か？
 - ex) ディープラーニングは歴史学を変えるのか
一部は変える。でも本質的には変えない
変わるのは「社会」「私たち」

このような前提で、現状を示し、デジタル時代のアーカイブズを考えたい

現状の共有「デジタルアーカイブのいま」

- 研究史的 위치づけ (主に日本における歴史資料のデジタル化に関して)

- ◆ 1980 年代末～1990 年代黎明期→大型計算機からパソコンでの使用
- ◆ 2000 年前後における資料のデジタル化→CD-ROM での配布という形態→検索できる「本」→高価・ソフトウェアの変遷に弱い／配布形態としての問題が起これにくい
- ◆ 2000 年代前半のデジタルアーカイブの時代→デジタルギャラリーとしての「アーカイブ」ブーム→画像が多く出てきたが「残る」ものはなかった データ形式の限界 Web の変遷

※先駆的な例としての JMP (Japan Memory Project)

- ◆ 2000 年代後半 デジタルアーカイブブームの沈静化→Digital Humanities (DH) の台頭／GIS 技術の台頭 デジタルデータを使用した資料利用の傾向の変化→デジタル化したものの発見・活用から、具体的な解析へ（研究そのものの系統分化も）
- ◆ 2010 年代 DH の系統の深化と Linked Data、Open Data へ
テキスト解析の手法は一つの系統に、GIS も。
それ以外に情報発見・活用は新たな段階へ
「アーカイブ立国宣言」NDL サーチ 文化遺産オンラインのまきなおし

➤ 2010 年代前半にもたらされたもの

- ・Linked Data 情報発見の形をかえる→単純なキーワード検索から、新たな情報発見へ
- ・Open Data 再利用可能にすることで、データの可能性を広げる
学術（政治）的な文脈では、小保方問題がある種のエポックに→研究の証拠を残すとはどういうことか
- ・本質的なアーカイブズの課題 2011 年の東日本大震災や以後の災害
1995 年にはあまり問題にならなかったデジタルデータの
利用と課題

● そして「デジタルアーカイブ」

以下のような動向

- ✓ ジャパンサーチ
- ✓ デジタルアーカイブジャパン推進委員会および実務者委員会（内閣府知的財産戦略本部）
- ✓ デジタルアーカイブ推進コンソーシアム（DAPCON）
- ✓ デジタルアーカイブ機関連絡協議会（DARA）
- ✓ 議員連盟「デジタル文化遺産推進議員連盟」

● ジャパンサーチ

- ◆ 日本の文化資源全体を探索試みとして
- ◆ 文化財・研究データ・マンガ・アニメ・地域の資料などを「つなぎ役」を介して同時に検索可能なものを
- ◆ 現在発表されている資料では、2019 年 1 月に試験公開を開始予定
- ◆ ここで出される「メタデータ」は基本的にはオープンデータとなる

● デジタルアーカイブジャパン推進委員会 および実務者委員会

ジャパンサーチを含めたデジタルアーカイブ構築推進の様々な政策を決める外部委員会

以下の二つを公開

デジタルアーカイブ構築のためのガイドライン

デジタルアーカイブアセスメントツール

- 全体傾向

DHをはじめとする様々な場面で利用可能なデータの作成の起爆剤になることが望まれる
広く浅く／「オープンデータ」の意味

- ◆ 歴史学の視点から

- ・ しっかり資料にアクセスできるように
- ・ 保存の観点をいかに入れるか→デジタル保存／資料そのものの保存
- ・ データ基盤を作ることの必要性 ジャパンサーチよりはドメインベースで (ジャパンサーチの「つなぎ役」として)

→歴博として「総合資料学の創成」事業を

総合資料学の創成と khirin

- 総合資料学とは何か？

- ◆ 博物館資料を一つのディシプリンだけではなく、多様な分野の視点から見るためのモデルを構築する
- ◆ デジタルデータを基盤にし、新たな研究モデルへ
- ◆ また、少しずつ異なる博物館の目録を、緩く統合する枠組みを構築することで、目録の違いなどでつながらなかったものをつなげていく試みを
- ◆ そこから立ち上がる多様な研究モデルを検討

- khirin (knowledgebase of Historical Resources in Institutes)

RDF(Resource Description Framework) ベースの目録／IIIF(International Image Interoperability Framework)ベースの画像

→2018年5月より本公開

API も→多くの大学とのより容易な相互運用のために

複数のデータベースを同時に／地域で／単体で検索可能に→空間検索と時間検索

- ◆ RDF データ

- ✓ 館蔵資料目録データベース
- ✓ 歴史民俗調査カード (歴民カード) 考古と歴史
- ✓ 千葉大学所蔵町野家文書

それぞれを 資料名・時間情報・地名情報で接続させる

歴民カードには緯度経度を付して時間情報を (マスキングあり)

館蔵資料目録は CC BY4.0 国際「準拠」、歴民カードは CC BY-NC-SA 国際での提供、千葉大学は Right Statements .org

- ◆ 歴史民俗調査カード (歴民カード)

1972～1974 にかけて、文化庁が全国にむけて実施した文化財の調査カード

特徴：当時の文化財の情報が写真や図面と、位置情報セットで掲載されている
→当時の文化財の状況を示すスナップショット
都道府県によって精粗が大きい

◆ IIIF データ

聆涛閣集古帖 現在、共同研究が進展していることを踏まえ、検索システムは暫定版

CC BY4.0 国際「準拠」にて公開

歴民カードスキャンデータ 原則として、目録からリンク (1 カード1 マニフェスト)

個人情報の入りうる部分は一律マスキング

千葉大学附属図書館所蔵 町野家文書

千葉大学との共同事業 文書の全体像は千葉大より 検索は歴博から

● khirin の工夫

◆ CC BY 4.0「準拠」 博物館資料のような著作物性のある目録と、実務レベルの「館蔵」の主張→無理やり CC BY にしても館の名前は出ない 必要なのは館が出しているという情報

◆ 歴民カードの個人情報除去

公的機関以外は「個人」として市町村レベルのプロットを 館内では詳細版も→大規模災害時は必要に応じて対応

● khirin の今後

◆ 資料の拡充→館蔵からも可能なものを引き続き

歴民カード 民俗の追加→具体的な課題も

大学との資料連携→さらに多くの大学で IIIF での連携

データベース単位・カテゴリ単位での API による検索

より広範な資料ネットワークを

人間文化研究機構による歴史文化資料保全 NW 事業

人間文化研究機構と東北大学・神戸大学が事業の中核となり日本各地の大学や地域に設立されている歴史資料ネットワーク（史料ネット）と連携関係を構築→地域の歴史文化資料調査・保存研究活動を軸とした全国広域ネットワークへ

5 本の柱 1.資料所在情報の把握 2.所在情報のデータ化 3.災害時における相互レスキュー体制の構築支援 4.教育プログラムの開発 5.国内外への情報発信

→災害時対応と史料ネットの広域支援 そしてデータを基盤とした史料保全

◆ データ記録化 各大学が史料ネットで蓄積したデータを人間文化研究機構にも蓄積

→データの選別を行い、公開と限定公開（ユーザのみ／災害時のみ）とそれぞれ状況に応じたアクセスに

現時点ではシンポジウム等を行うとともに、データ交換のための体制作りを行なっている。

- データを長く保存する工夫
 - ✓ 複数組織でのバックアップ体制
 - ✓ システムとデータの分離
 - ✓ デファクトスタンダードの活用
 シンプルでマイグレーション可能なものを

 - ✓ 原則としてオープンデータに
 - ✓ アクセスを担保しうる URL
- アクセスを担保しつつ「長く保つ」デジタルを考えていく必要性

両者の事例からアーカイブズへと問い返す

- アクセスの変化は何を起こすか
 - ◆ 資料へのアクセス格差の変質

そこに行かなければ見られない資料からどこでも見られる資料へ→世界中どこからでも見られることの重要性

一方で、デジタルデバイドの問題は残る

さらに言えば、検索や情報発見のリテラシが必要な社会でもある→「平等が持つ課題」
 - ◆ 想定外の情報アクセスをどのように考えるか？

センシティブな情報→隠しておくことが望ましい or 知っておくことは必要??
- ネガティブな情報へのアクセスは悪か？
 - ◆ 悪とは言い切れないのではないかな →どのように使われるかのみの問題

Web では「悪い事例」が可視化されやすい
 - ◆ 検索で見つかる現実→むしろ、アーカイブズの側が資料を出さないと悪い事例のみが Web で見える
 - ◆ 私たちが私たちの社会を「不当でない」形で考える情報を広く知らせるアーカイブズのデジタル化
- 「平等な」情報へのアクセスは何を起こすか
 - ◆ コンテンツの文脈を読み解く力が求められる
 - ◆ コンテンツの文脈へのアクセスを担保した形でのデジタル化の重要性
 - ◆ 既存のアーカイブズのやり方でデジタルコンテンツの見せ方が良いのかは疑問

「アーカイブズの重要性」という自明性にいかにも頼らずに、コンテンツとその文脈を提示しつつ見せるかを考えなければならない時代
- デジタル時代のアーカイブズのために
 - ✓ 誰がアクセスできるのか
 - ✓ 何にアクセスできるのか
 - ✓ どのようにアクセスできるのか

※技術の問題ではなく、“Public” につながる問題として

おわりに コンテンツを「ある」から「届ける」へ

- 前の2件の報告のような事例を下支えすることの重要性 あるものの価値は前提としてそれを届けることで、それらの資料を未来へつなぐ
→これまでのような単体・静的・閲覧を超えて
新しいアーカイブズのありようへの変化が求められているのではないかな

参考文献 (特に関連の深いもの Web サイト等含む)

- 天野真志「『歴史文化資料保全の大学・共同利用機関ネットワーク事業』について」(『きざし』 Vol2、2017年)
国立歴史民俗博物館編『＜総合資料学＞への挑戦』(吉川弘文館、2017年3月)
国立歴史民俗博物館編『歴史研究と＜総合資料学＞』(吉川弘文館、2018年3月)
後藤 真「デジタルアーカイブとアーカイブズ」(『歴史学研究』974号、2018年8月)
後藤 真「デジタル・ヒューマニティーズの現在—人文情報学の現状と展望—」(『日本歴史(校正作業中)』2019年1月掲載予定)
廣岡浄准「研究機関等による絵図・古地図のウェブ公開」(『部落解放』759号、2018年7月)
福井健策 吉見俊哉『アーカイブ立国宣言』(ポット出版、2014年11月)
デジタルアーカイブ推進コンソーシアム <https://dapcon.jp/> (閲覧は2018年9月30日以下同)
デジタルアーカイブ機関連絡協議会 <http://dnp-da.jp/liaison-committee/>
デジタルアーカイブジャパン推進委員会 実務者委員会
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_suisiniinkai/index.html
歴博 khirin (RDF) <https://khirin-ld.rekihaku.ac.jp>
khirin (IIIF) <https://khirin-i.rekihaku.ac.jp>

簡易用語集

- Linked Data** : Web上でコンピュータ処理に適したデータを公開・共有するための技術 特にデータとデータをURIと呼ばれる識別子を用いたリンクでつなぎ、機械が複雑な意味を理解できるようにするためのしくみのこと
- GIS (Geographic Information System)** : 地理情報システム。地理情報をコンピュータ上で扱い、分析・可視化等を行う技術
- IIIF** : 国際的な画像の相互運用に関する枠組 近年注目されている手法。画像等を同じ技法によるデータ化を行うことで、同じビューアで複数の機関の画像を表示・比較したり、独自のビューアを開発しなくても、同じ規格であれば他者のものを使うことができるなどのメリットがある
- RDF** : ウェブ上にあるリソースのメタデータを記述するための枠組み特にLinked Dataとなるデータを記述することに向いている (ただし、近年はLinked Dataも別の手法で記述されることも増えてきた)
- API (Application Programming Interface)** : あるサーバの機能を外部から特定のルールのもと利用できるように提供するしくみ
- CC (Creative Commons)** : データをより多くの場面で使ってもらうようにするため、一定の条件のもとでのデータを自由に使うためのプロジェクト。このプロジェクトのもとで公開されているライセンスをクリエイティブ・コモンズ・ライセンスと呼び、CC**といった形式で表示される。比較的良好に用いられるものとしてCC BY (著作者の表示以外は複製・有償頒布・改変等を自由に行なって良い) などがある。詳細は以下のサイトを参照のこと (クリエイティブ・コモンズ・ジャパン <https://creativecommons.jp>)

総 合 討 論

コメンテーター

国文学研究資料館准教授 加藤 聖文

大会・研修委員会委員長 辻 川 敦

司 会

大会・研修委員会委員 櫛原 直樹

大会・研修委員会委員 上甲 典子

資 料

◆◇ 全国大会のあゆみ ◇◆

回	会 場	期 日	テ ー マ 等	人数
	埼玉県立文書館	昭和49年 3月2・3日	準備会 (第1回歴史資料保存利用機関関係者懇談会)	27
	茨城県歴史館	昭和49年 11月9・10日	準備会 (第2回歴史資料保存利用機関関係者懇談会)	32
1	山口県文書館	昭和51年 2月21・22日	結成大会	66
2	京都府立総合資料館	昭和52年 1月28・29日		60
3	福島県文化センター、歴史資料館	昭和52年 11月11・12日	歴史資料保存法制定に対する 取り組み方について	63
4	岐阜県歴史資料館	昭和53年 11月21・22日	歴史資料保存法制定の促進について	94
5	神奈川県立文化資料館	昭和54年 11月21・22日	歴史資料保存法制定勧告の実現方策について	128
6	東京都公文書館	昭和55年 11月20・21日		88
7	愛知県一宮市 (スポーツセンター)	昭和56年 11月19・20日	シンポジウム行政文書の保存を巡って他	154
8	群馬県立文書館	昭和57年 11月17・18日		109
9	大阪府 (ガーデンパレス)	昭和58年 10月27・28日		99
10	埼玉県立文書館	昭和59年 10月25・26日	文書館の管理運営、文書館と情報公開 地域別懇談会	116
11	兵庫県公館	昭和60年 7月19・20日	文書館の機能と性格、地域別懇談会	145
12	栃木県立文書館	昭和61年 10月29・30日	のぞましい文書館像	157
13	北海道立文書館	昭和62年 10月1・2日	のぞましい文書館像、文書館法をめぐって	150
14	沖縄県立図書館	昭和63年 10月6・7日	公文書館法の意義と課題	150
15	広島県立文書館	平成元年 10月5・6日	地域の中の文書館	195
16	千葉県文書館、 千葉県教育会館	平成2年 11月21・22日	地域の中の文書館	219
17	徳島県立文書館、 徳島県立21世紀館	平成3年 11月7・8日	地域の中の文書館	182
18	愛知県公文書館、 愛知県産業貿易館	平成4年 11月12・13日	文書館制度の拡充をめざして －史料保存のネットワーク－	217
19	鳥取県立公文書館、鳥取県 立県民文化会館	平成5年 10月14・15日	文書館制度の拡充をめざして －史料・人・地域をむすぶネットワーク－	221
20	神奈川県立公文書館、横浜 市開港記念会館	平成6年 10月19～21日	20回記念大会文書館制度の拡充をめざして －全史料協の活動と文書館振興への道－	393
21	和歌山県立文書館、きのくに 志学館、サンピア和歌山	平成7年 11月15～17日	災害と史料保存	269
22	秋田県公文書館、 秋田市文化会館	平成8年 10月23～25日	史料保存への理解を求めて －文書館制度の普及－	263
23	香川県立文書館、ミュージホ ール、ラポールイン・タカマツ	平成9年 11月12～14日	10年で何が変わったか －公文書館法と史料保存－	265

24	沖縄県公文書館、北谷町公文書館、沖縄県女性総合センターにある、パシフィックホテル沖縄	平成 10 年 11 月 11～13 日	地域史料の充実をめざして ー史料の保存と記録の創造ー	254
25	新潟県立文書館、オークラホテル新潟、北方文化博物館	平成 11 年 10 月 27～29 日	地域史料の充実をめざして ー新潟からの提唱ー	326
26	大分県公文書館、大分県立先哲史料館、大分県立総合文化センター ソレイユ、大分県労働福祉会館	平成 12 年 10 月 31 日 ～11 月 2 日	地域史料の充実をめざして ー枠組みを超えてー	341
27	長野県立歴史館、若里市民文化ホール、社会福祉総合センター	平成 13 年 11 月 7～9 日	21 世紀の史料保存と利用 ー文書館をとりまく状況と課題ー	343
28	富山県公文書館、富山国際会議場	平成 14 年 10 月 16～18 日	21 世紀の史料保存と利用 ー市町村合併をとりまく諸問題ー	309
29	宮城県公文書館、仙台国際センター	平成 15 年 11 月 19～21 日	21 世紀の史料保存と利用 ー歴史資料をいかに残すかー	288
30	山口県文書館、山口県総合保健会館	平成 16 年 10 月 27～29 日	全史料協の 30 年 ー新しい文書館像を求めてー	236
31	福井県文書館、福井県国際交流センター	平成 17 年 11 月 9～11 日	アーカイブズの新時代へ ー現場からの提言ー	251
32	岡山県立記録資料館、衛生会館、三光荘	平成 18 年 11 月 8～10 日	アーカイブズの新時代へ ー理想と現実のはざまでー	232
33	茨城県立歴史館、茨城県民文化センター	平成 19 年 11 月 20～22 日	アーカイブズの新時代へ ー個性ある存在をめざしてー	244
34	奈良県立図書情報館、奈良ロイヤルホテル	平成 20 年 11 月 12～14 日	わたくしたちのアーカイブズ ー公文書館法 20 年と現在(いま)ー	251
35	福島県歴史資料館、福島県文化センター	平成 21 年 11 月 18・19 日	わたくしたちのアーカイブズ ー公文書と地域資料ー	213
36	京都府立総合資料館、京都テルサ	平成 22 年 11 月 24・25 日	わたくしたちのアーカイブズ ーめざすべき姿ー	345
37	群馬県立文書館、高崎市総合保健センター、高崎シティギャラリー	平成 23 年 10 月 27・28 日	地域社会とともに歩むアーカイブズ ー公文書管理法時代を迎えてー	361
38	広島県立文書館、広島県民文化センター、鯉城会館	平成 24 年 11 月 8・9 日	地域社会とともに歩むアーカイブズ ー今、なすべきことー	268
39	学習院創立百周年記念会館、東京都公文書館、板橋区公文書館	平成 25 年 11 月 14・15 日	地域社会とともに歩むアーカイブズ ー公文書管理法時代を迎えてー	274
40	九州大学箱崎キャンパス旧工学部本館、福岡共同公文書館、福岡市総合図書館	平成 26 年 11 月 13・14 日	アーカイブズ資料の広範な公開をめざして	221
41	大仙市大曲市民会館、大曲中央公民館、大曲交流センター	平成 27 年 11 月 12・13 日	新たな史料保存・利用の充実を目指して	482
42	三重県総合博物館、三重県男女共同参画センター	平成 28 年 11 月 10・11 日	博物館でアーカイブズ	229
43	杜のホールはしもと、相模原市立公文書館、相模原市立博物館	平成 29 年 11 月 9・10 日	公文書館法 30 年 ー今、問われる公文書管理ー	246
44	沖縄県市町村自治会館、沖縄県公文書館、南風原町立南風原文化センター	平成 30 年 11 月 8・9 日	アーカイブズ再考 ーその価値と活用ー	
45	豊科公民館 (長野県安曇野市)	2019 年 11 月 14・15 日	(会場・日時とも予定)	

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会会則

(名称)

第1条 この会は、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(略称 全史料協)という。

(目的)

第2条 この会は、会員相互の連絡と提携を図り、研究協議を通じて、歴史資料の保存利用活動の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 会員相互の情報交換
- 二 歴史資料の保存利用事業に関する調査及び研究
- 三 研究会、講演会、実務講習会等の開催
- 四 機関紙の発行
- 五 その他必要な事業

(会員)

第4条 この会は、機関会員及び個人会員によって構成する。

- 2 機関会員とは、歴史資料保存利用機関又はこれに準ずる機関の加入者をいい、個人会員とは、この会の目的に賛同して入会した者をいう。
- 3 この会への入会に当たっては、入会申込書を事務局に提出し所定の手続を経るものとする。
- 4 この会の退会は、退会の申し出による。ただし、会費の納入が2年以上ない場合は退会したものとみなす。

(会費)

第5条 会員は、別に定める会費を納入するものとする。

(地域別協議会)

第6条 この会に地域別協議会を置くことができる。地域別協議会の名称及び会則は別に定める。

(顧問及び参与)

第7条 この会に顧問及び参与若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、この会の重要事項に関し、参与は、この会の運営に関し、それぞれ会長の諮問に応じ、又は意見を具申する。
- 3 顧問及び参与は、役員会の承認を得て、会長が推荐・委嘱する。
- 4 顧問及び参与の任期は、それぞれ2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員)

第8条 この会に、次の役員をおく。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 若干名
- 三 理事 若干名
- 四 監事 1名

(役員の選出)

第9条 会長は、役員会で選出し、総会の承認を得

て決定する。

- 2 副会長、理事及び監事は、機関会員及び個人会員の中から会長が指名し、総会の承認を得て決定する。

(役員の任務)

第10条 会長は、本会を代表し会を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、会務を代行する。
- 3 理事は会務を執行する。
- 4 監事は会務及び会計を監査する。

(委員会)

第11条 この会に会務執行上必要に応じ委員会を置く。

- 2 委員会の設置及び廃止は役員会の議決による。
- 3 委員会に委員長1名、副委員長1名、委員若干名を置く。
- 4 委員長は副会長及び理事の中から選び、並びに委員は機関会員及び個人会員の中から選び、会長が役員会の承認を得て指名する。

(役員及び委員の任期)

第12条 役員及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、会長は、2期を限度とする。

- 2 任期途中で辞任した役員あるいは委員を補充した場合の任期は、当該役員あるいは委員の残任期間とする。

(会議)

第13条 この会の会議は、総会、役員会及び委員会とする。

- 2 総会は年1回開催し、会長がこれを招集する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に招集することができる。
- 3 役員会は随時開催し、会長がこれを招集する。
- 4 委員会は随時開催し、委員長がこれを招集する。
- 5 議事は、出席機関会員及び個人会員の過半数の賛成によって決するものとする。ただし総会において投票による採決が必要な場合は、機関会員及び個人会員各1に対し、それぞれ2及び1を投票数とする。
- 6 前項本文の規定にかかわらず、役員又は委員会構成員の全員の承諾のあるときは、役員会又は委員会の議事は、書面又は電磁的方法により決することができる。
- 7 会議の議事については、議事録を作成する。

(事務局)

第14条 この会の事務局は、原則として会長の所属する機関に置く。

- 2 事務局に会長の指名する専任の事務職員を置くことができる。

(経費)

第15条 この会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第16条 この会の事業計画及び収支予算については、会長が作成し、役員会の承認を得て決定する。

- 2 事業計画及び収支予算については、会長は、次の

総会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第 17 条 この会の事業報告及び収支決算については、会長が作成し、監事の監査を受け、役員会の承認を得て決定する。

2 事業報告及び収支決算については、会長は、次の総会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(会計年度)

第 18 条 この会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会則の変更)

第 19 条 この会則は、総会の同意がなければ、これを変更することができない。

(規定外事項)

第 20 条 この会則に定めのないことで、重要事項については、総会の承認を得て決定する。

2 会長が総会を招集する暇がないと認めるときは、会長はその決定すべき事項を役員会の承認を得て処分することができる。

3 前項の規定による処置については、会長は、次の総会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

附 則

(施行期日)

この会則は、昭和 51 年 2 月 21 日から施行する。

附 則

昭和 53 年 11 月 21 日一部改正

附 則

昭和 59 年 10 月 25 日一部改正

附 則

昭和 62 年 10 月 1 日一部改正

附 則

昭和 63 年 10 月 6 日一部改正

附 則

平成 3 年 11 月 7 日一部改正

附 則

平成 6 年 10 月 20 日一部改正(平成 7 年 4 月 1 日施行)

附 則

平成 12 年 10 月 31 日一部改正(平成 13 年 4 月 1 日施行)

附 則

平成 18 年 11 月 8 日一部改正(平成 19 年 4 月 1 日施行)

附 則

平成 20 年 11 月 12 日一部改正(平成 21 年 4 月 1 日施行)

附 則

平成 23 年 10 月 27 日一部改正(平成 24 年 4 月 1 日施行)

附 則

平成 26 年 11 月 13 日一部改正(平成 27 年 4 月 1 日施行)

会費の額について

○全史料協会則第 5 条に規定されている会費の額は、平成 8 年 10 月 23 日の総会において次のとおり決定された。なお、実施時期は、平成 9 年度からとする。

[機関会員]

・都道府県、政令指定都市 40,000 円

・市 35,000 円

・町村、その他(大学、研究機関等) 31,000 円

[個人会員] 6,000 円

○平成 23 年 10 月 27 日の総会において、以下のとおり決定された。

・個人会員が学生である者の会費の額は、申請により 5 割減額できること。

なお、実施時期は平成 24 年度からとする。

・準会員廃止の経過措置として、準会員から個人会員へ移行する者(上記減額申請をする者を除く)の会費の額は、平成 24 年度に限り 4,000 円とすること。

公文書館法

公布（昭和 62 年 12 月 15 日法律第 115 号）

施行：昭和 63 年 6 月 1 日

改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 161 号

（目的）

第 1 条 この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く。）をいう。

（責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

（公文書館）

第 4 条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等（国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。次項において同じ。）を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

第 5 条 公文書館は、国立公文書館法（平成 11 年法律第 79 号）の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置する。

2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

（資金の融通等）

第 6 条 国は、地方公共団体に対し、公文書館の設置に必要な資金の融通又はあつせんに努めるものとする。

（技術上の指導等）

第 7 条 内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、その求めに応じて、公文書館の運営に関し、技術上の指導又は助言を行うことができる。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（専門職員についての特例）

2 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第四条第二項の専門職員を置かないことができる。

（総理府設置法の一部改正）

3 総理府設置法（昭和 24 年法律第 127 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 7 号の次に次の一号を加える。

七の二 公文書館法（昭和 62 年法律第 115 号）の施行に関すること。

附 則 （平成 11 年 12 月 22 日法律第 161 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 13 年 1 月 6 日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

公文書等の管理に関する法律

(平成二十一年七月一日法律第六十六号)

最終改正：平成二八年一一月二八日法律第八九号

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 行政文書の管理

第一節 文書の作成（第四条）

第二節 行政文書の整理等（第五条—第十条）

第三章 法人文書の管理（第十一条—第十三条）

第四章 歴史公文書等の保存、利用等（第十四条—第二十七条）

第五章 公文書管理委員会（第二十八条—第三十条）

第六章 雑則（第三十一条—第三十四条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
- 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

- 2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。
- 3 この法律において「国立公文書館等」とは、次に掲げる施設をいう。
 - 一 独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。）の設置する公文書館
 - 二 行政機関の施設及び独立行政法人等の施設であつて、前号に掲げる施設に類する機能を有するものとして政令で定めるもの
- 4 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第十九条を除き、以下同じ。）であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - 一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - 二 特定歴史公文書等
 - 三 政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）
- 5 この法律において「法人文書」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書であつて、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - 一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - 二 特定歴史公文書等
 - 三 政令で定める博物館その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）
 - 四 別表第二の上欄に掲げる独立行政法人等が保有している文書であつて、政令で定めるところにより、専ら同表下欄に掲げる業務に係るものとして、同欄に掲げる業務以外の業務に係るものと区分されるもの
- 6 この法律において「歴史公文書等」とは、歴史資料として重要な公文書その他の文書をいう。
- 7 この法律において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。
 - 一 第八条第一項の規定により国立公文書館等に

移管されたもの

二 第十一条第四項の規定により国立公文書館等に移管されたもの

三 第十四条第四項の規定により国立公文書館の設置する公文書館に移管されたもの

四 法人その他の団体（国及び独立行政法人等を除く。以下「法人等」という。）又は個人から国立公文書館等に寄贈され、又は寄託されたもの

8 この法律において「公文書等」とは、次に掲げるものをいう。

一 行政文書

二 法人文書

三 特定歴史公文書等

（他の法令との関係）

第三条 公文書等の管理については、他の法律又はこれに基づく命令に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

第二章 行政文書の管理

第一節 文書の作成

第四条 行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。

一 法令の制定又は改廃及びその経緯

二 前号に定めるもののほか、閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯

三 複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯

四 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯

五 職員の人事に関する事項

第二節 行政文書の整理等

（整理）

第五条 行政機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2 行政機関の長は、能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める行政文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「行政文書ファイル」という。）に

まとめなければならない。

3 前項の場合において、行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

4 行政機関の長は、第一項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、政令で定めるところにより、延長することができる。

5 行政機関の長は、行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書（以下「行政文書ファイル等」という。）について、保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあつては政令で定めるところにより国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

（保存）

第六条 行政機関の長は、行政文書ファイル等について、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

2 前項の場合において、行政機関の長は、当該行政文書ファイル等の集中管理の推進に努めなければならない。

（行政文書ファイル管理簿）

第七条 行政機関の長は、行政文書ファイル等の管理を適切に行うため、政令で定めるところにより、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「行政機関情報公開法」という。）第五条に規定する不開示情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「行政文書ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、政令で定める期間未満の保存期間が設定された行政文書ファイル等については、この限りでない。

2 行政機関の長は、行政文書ファイル管理簿について、政令で定めるところにより、当該行政機関の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。（移管又は廃棄）

第八条 行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第五条第五項の規定による定めに基づき、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならない。

2 行政機関（会計検査院を除く。以下この項、第

四項、次条第三項、第十条第三項、第三十条及び第三十一条において同じ。)の長は、前項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、内閣総理大臣の同意が得られないときは、当該行政機関の長は、当該行政文書ファイル等について、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

3 行政機関の長は、第一項の規定により国立公文書館等に移管する行政文書ファイル等について、第十六条第一項第一号に掲げる場合に該当するものとして国立公文書館等において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

4 内閣総理大臣は、行政文書ファイル等について特に保存の必要があると認める場合には、当該行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該行政文書ファイル等について、廃棄の措置をとらないように求めることができる。

(管理状況の報告等)

第九条 行政機関の長は、行政文書ファイル管理簿の記載状況その他の行政文書の管理の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項に定めるもののほか、行政文書の適正な管理を確保するために必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、行政文書の管理について、その状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に実地調査をさせることができる。

4 内閣総理大臣は、前項の場合において歴史公文書等の適切な移管を確保するために必要があると認めるときは、国立公文書館に、当該報告若しくは資料の提出を求めさせ、又は実地調査をさせることができる。

(行政文書管理規則)

第十条 行政機関の長は、行政文書の管理が第四条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、行政文書の管理に関する定め（以下「行政文書管理規則」という。）を設けなければならない。

2 行政文書管理規則には、行政文書に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 作成に関する事項
- 二 整理に関する事項
- 三 保存に関する事項
- 四 行政文書ファイル管理簿に関する事項
- 五 移管又は廃棄に関する事項
- 六 管理状況の報告に関する事項
- 七 その他政令で定める事項

3 行政機関の長は、行政文書管理規則を設けようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 行政機関の長は、行政文書管理規則を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第三章 法人文書の管理

(法人文書の管理に関する原則)

第十一条 独立行政法人等は、第四条から第六条までの規定に準じて、法人文書を適正に管理しなければならない。

2 独立行政法人等は、法人文書ファイル等（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する法人文書を一の集合物にまとめたものと並びに単独で管理している法人文書をいう。以下同じ。）の管理を適切に行うため、政令で定めるところにより、法人文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第五条に規定する不開示情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「法人文書ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、政令で定める期間未満の保存期間が設定された法人文書ファイル等については、この限りでない。

3 独立行政法人等は、法人文書ファイル管理簿について、政令で定めるところにより、当該独立行政法人等の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

4 独立行政法人等は、保存期間が満了した法人文書ファイル等について、歴史公文書等に該当するものにあっては政令で定めるところにより国立公文書館等に移管し、それ以外のものにあっては廃棄しなければならない。

5 独立行政法人等は、前項の規定により国立公文書館等に移管する法人文書ファイル等について、第十六条第一項第二号に掲げる場合に該当するものとして国立公文書館等において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

(管理状況の報告等)

第十二条 独立行政法人等は、法人文書ファイル管理簿の記載状況その他の法人文書の管理の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りま

とめ、その概要を公表しなければならない。

(法人文書管理規則)

第十三条 独立行政法人等は、法人文書の管理が前二条の規定に基づき適正に行われることを確保するため、第十条第二項の規定を参酌して、法人文書の管理に関する定め（以下「法人文書管理規則」という。）を設けなければならない。

2 独立行政法人等は、法人文書管理規則を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第四章 歴史公文書等の保存、利用等

(行政機関以外の国の機関が保有する歴史公文書等の保存及び移管)

第十四条 国の機関（行政機関を除く。以下この条において同じ。）は、内閣総理大臣と協議して定めるところにより、当該国の機関が保有する歴史公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の協議による定めに基づき、歴史公文書等について、国立公文書館において保存する必要があると認める場合には、当該歴史公文書等を保有する国の機関との合意により、その移管を受けることができる。

3 前項の場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、国立公文書館の意見を聴くことができる。

4 内閣総理大臣は、第二項の規定により移管を受けた歴史公文書等を国立公文書館の設置する公文書館に移管するものとする。

(特定歴史公文書等の保存等)

第十五条 国立公文書館等の長（国立公文書館等が行政機関の施設である場合にあってはその属する行政機関の長、国立公文書館等が独立行政法人等の施設である場合にあってはその施設を設置した独立行政法人等をいう。以下同じ。）は、特定歴史公文書等について、第二十五条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

2 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

3 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければなら

ない。

4 国立公文書館等の長は、政令で定めるところにより、特定歴史公文書等の分類、名称、移管又は寄贈若しくは寄託をした者の名称又は氏名、移管又は寄贈若しくは寄託を受けた時期及び保存場所その他の特定歴史公文書等の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い)

第十六条 国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

一 当該特定歴史公文書等が行政機関の長から移管されたものであつて、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

イ 行政機関情報公開法第五条第一号 に掲げる情報

ロ 行政機関情報公開法第五条第二号 又は第六号 イ若しくはホに掲げる情報

ハ 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

ニ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

二 当該特定歴史公文書等が独立行政法人等から移管されたものであつて、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

イ 独立行政法人等情報公開法第五条第一号 に掲げる情報

ロ 独立行政法人等情報公開法第五条第二号 又は第四号 イからハまで若しくはトに掲げる情報

三 当該特定歴史公文書等が国の機関（行政機関を除く。）から移管されたものであつて、当該国の機関との合意において利用の制限を行うこととされている場合

四 当該特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであつて、当該期間が経過していない場合

五 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該特定歴史公文書等を保存する国立公文書館等において当該原本が現

に使用されている場合

2 国立公文書館等の長は、前項に規定する利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史公文書等が同項第一号又は第二号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が行政文書又は法人文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第八条第三項又は第十一条第五項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

3 国立公文書館等の長は、第一項第一号から第四号までに掲げる場合であっても、同項第一号イからニまで若しくは第二号イ若しくはロに掲げる情報又は同項第三号の制限若しくは同項第四号の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求をした者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。（本人情報の取扱い）

第十七条 国立公文書館等の長は、前条第一項第一号イ及び第二号イの規定にかかわらず、これらの規定に掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、政令で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につきこれらの規定に掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第十八条 利用請求に係る特定歴史公文書等に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び利用請求をした者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合には、国立公文書館等の長は、当該特定歴史公文書等を利用させるか否かについての決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 国立公文書館等の長は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であって、当該情報が行政機関情報公開法第五条第一号 ロ若しくは第二号 ただし書に規定する情報又は独立行政法人等情報公開法第五条第一号 ロ若しくは第二号 ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他政令で定める事項を書面により

通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等であって第十六条第一項第一号ハ又はニに該当するものとして第八条第三項の規定により意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

4 国立公文書館等の長は、第一項又は第二項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、国立公文書館等の長は、その決定後直ちに、当該意見書（第二十一条第四項第二号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

（利用の方法）

第十九条 国立公文書館等の長が特定歴史公文書等を利用させる場合には、文書又は図画については閲覧又は写しの交付の方法により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して政令で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法により特定歴史公文書等を利用させる場合にあっては、当該特定歴史公文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。

（手数料）

第二十条 写しの交付により特定歴史公文書等を利用する者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、できる限り利用しやすい額とするよう配慮して、国立公文書館等の長が定めるものとする。
（審査請求及び公文書管理委員会への諮問）

第二十一条 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、国立公文書館等の長に対し、審査請求をすることができる。

2 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条、第十七条、第二十四条、第二章第三節及び第四節並びに第五十条第二項の規定は、適用しない。

3 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第二章

の規定の適用については、同法第十一条第二項 中「第九条第一項 の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「第四条 の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）」と、同法第十三条第一項 及び第二項 中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十五条第七項 中「あったとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第四十四条 中「行政不服審査会等」とあるのは「公文書管理委員会」と、「受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。））にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）」とあるのは「受けたとき」と、同法第五十条第一項第四号 中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「公文書管理委員会」とする。

- 4 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、国立公文書館等の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問しなければならない。
- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとする場合（当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）

第二十二条 独立行政法人等情報公開法第十九条第二項 及び第二十条 並びに情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）第九条から第十六条 までの規定は、前条第一項の規定による審査請求について準用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第十九条第二項 中「前項」とあるのは「公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第二十一条第四項」と、「独立行政法人等」とあるのは「公文書管理法第十五条第一項に規定する国立公文書館等の長」と、同項第二号中「開示請求者（開示請求者が）」とあるのは「利用請求（公文書管理法第十六条第二項に規定する利用請求をいう。以下同じ。）をした者（利用請求をした者が）」と、同項第三号中「法人文書の開示について反対意見書」とあるのは「特定歴史公文書等（公文書管理法第二条第七項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。）の利用について公文書管理法第十八条第四項に規定する反対意見書」と、独立行政法人等情報公開法第二十条 中「第十四条第三項」とあるのは「公文書管理法第十八条第四項」と、同条第一号 中「開示決定」とあるのは「利用させる旨の決定」と、同条第二号 中「開示決定等」とあるのは「利用請求に対する処分」と、「開示請求」とある

のは「利用請求」と、「法人文書」とあるのは「特定歴史公文書等」と、「開示する旨」とあるのは「利用させる旨」と、「の開示」とあるのは「を利用させること」と、情報公開・個人情報保護審査会設置法第九条 から第十六条 までの規定中「審査会」とあるのは「公文書管理委員会」と、同法第九条第一項 中「諮問庁」とあるのは「諮問庁（公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第二十一条第四項の規定により諮問をした公文書管理法第十五条第一項に規定する国立公文書館等の長をいう。以下この条において同じ。）」と、「行政文書等又は保有個人情報の提示」とあるのは「特定歴史公文書等（公文書管理法第二条第七項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。）の提示」と、「行政文書等又は保有個人情報の開示」とあるのは「特定歴史公文書等の開示」と、同条第三項中「行政文書等に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報」とあるのは「特定歴史公文書等に記録されている情報」と、同法第十二条中「行政文書等若しくは保有個人情報」とあるのは「特定歴史公文書等」と読み替えるものとする。

（利用の促進）

第二十三条 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等（第十六条の規定により利用させることができるものに限る。）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

（移管元行政機関等による利用の特例）

第二十四条 特定歴史公文書等を移管した行政機関の長又は独立行政法人等が国立公文書館等の長に対してそれぞれその所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書等について利用請求をした場合には、第十六条第一項第一号又は第二号の規定は、適用しない。

（特定歴史公文書等の廃棄）

第二十五条 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等として保存されている文書が歴史資料として重要でなくなったと認める場合には、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て、当該文書を廃棄することができる。

（保存及び利用の状況の報告等）

第二十六条 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

（利用等規則）

第二十七条 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄が第十五条から第二十条まで及び第二十三条から前条までの規定に基づき適切に行われることを確保するため、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する定め（以下「利用

等規則」という。)を設けなければならない。

- 2 利用等規則には、特定歴史公文書等に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 保存に関する事項
 - 二 第二十条に規定する手数料その他一般の利用に関する事項
 - 三 特定歴史公文書等を移管した行政機関の長又は独立行政法人等による当該特定歴史公文書等の利用に関する事項
 - 四 廃棄に関する事項
 - 五 保存及び利用の状況の報告に関する事項
- 3 国立公文書館等の長は、利用等規則を設けようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 国立公文書館等の長は、利用等規則を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第五章 公文書管理委員会

(委員会の設置)

第二十八条 内閣府に、公文書管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
- 3 委員会の委員は、公文書等の管理に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 4 この法律に規定するもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(委員会への諮問)

第二十九条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。

- 一 第二条第一項第四号若しくは第五号、第三項第二号、第四項第三号若しくは第五項第三号若しくは第四号、第五条第一項若しくは第三項から第五項まで、第七条、第十条第二項第七号、第十一条第二項から第四項まで、第十五条第四項、第十七条、第十八条第一項から第三項まで、第十九条又は第二十条第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。
- 二 第十条第三項、第二十五条又は第二十七条第三項の規定による同意をしようとするとき。
- 三 第三十一条の規定による勧告をしようとするとき。

(資料の提出等の求め)

第三十条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認める場合には、関係行政機関の長又は国立公文書館等の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第六章 雑則

(内閣総理大臣の勧告)

第三十一条 内閣総理大臣は、この法律を実施するため特に必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、公文書等の管理について改善すべき旨の勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

(研修)

第三十二条 行政機関の長及び独立行政法人等は、それぞれ、当該行政機関又は当該独立行政法人等の職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

- 2 国立公文書館は、行政機関及び独立行政法人等の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。(組織の見直しに伴う行政文書等の適正な管理のための措置)

第三十三条 行政機関の長は、当該行政機関について統合、廃止等の組織の見直しが行われる場合には、その管理する行政文書について、統合、廃止等の組織の見直しの後においてこの法律の規定に準じた適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

- 2 独立行政法人等は、当該独立行政法人等について民営化等の組織の見直しが行われる場合には、その管理する法人文書について、民営化等の組織の見直しの後においてこの法律の規定に準じた適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

(地方公共団体の文書管理)

第三十四条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五章(第二十九条第二号及び第三号を除く。)の規定、附則第十条中内閣府設置法第三十七条第二項の表の改正規定及び附則第十一条第三項の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

- 二 削除

(特定歴史公文書等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に国立公文書館等が

保存する歴史公文書等については、特定歴史公文書等とみなす。

(行政機関以外の国の機関が保有する歴史公文書等の保存及び移管に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前に次条の規定による改正前の国立公文書館法（平成十一年法律第七十九号）第十五条第一項の規定に基づく協議による国の機関（行政機関を除く。）と内閣総理大臣との定めは、第十四条第一項の規定に基づく協議による定めとみなす。

第九条 削除
(検討)

第十三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案しつつ、行政文書及び法人文書の範囲その他の事項について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 国会及び裁判所の文書の管理の在り方については、この法律の趣旨、国会及び裁判所の地位及び権能等を踏まえ、検討が行われるものとする。

附 則（平成二十一年七月一〇日法律第七六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次項、次条、附則第四条第二項及び第三項、第十三条並びに第二十二條の規定公布の日
(調整規定)

第二十二條 この法律の公布の日が、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五号）の公布の前である場合には、附則第十九條の規定の適用については同条中「第百五十五條」とあるのは「第百五十四條」と、「第百五十六條」とあるのは「第百五十五條」と、「第百五十四條」とあるのは「第百五十三條」とし、同法附則第十八條の規定の適用については同条中「第百五十四條」とあるのは「第百五十五條」と、「第百五十五條」とあるのは「第百五十六條」とする。

附 則（平成二十三年五月二日法律第三九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項及び第四十七條並びに附則第二十二條から第五十一條までの規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年五月二五日法律第五四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二十三年八月一〇日法律第九四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年十一月二六日法律第九八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則（平成二六年五月二一日法律第四〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二七年七月一七日法律第五九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年十一月二八日法律第八九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一章、第三章、第百三条、第百六条、第百七条、第百十條（第八十條（第八十六條及び第八十八條第二項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第百十二條（第十二号に係る部分に限る。）、第百十四條及び第百十五條の規定並びに附則第五条から第九條まで、第十一條、第十四條から第十七條まで、第十八條（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の改正規定に限る。）、第二十條から第二十三條まで及び第二十六條の規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二十五條 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十六條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

別表第一 （第二条関係）

名称	根拠法
沖縄科学技術大学院大学学園	沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）
国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）
新関西国際空港株式会社	関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
放送大学学園	放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

別表第二 （第二条関係）

新関西国際空港株式会社

- 一 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（以下この項において「設置管理法」という。）第九条第一項の事業に係る業務のうち関西国際空港に係るものであって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 関西国際空港及び設置管理法第九条第一項第二号に規定する施設の設置（これらの建設に係るものを除く。）及び管理の事業に係る業務
 - ロ 設置管理法第九条第一項第三号の政令で定める施設及び同項第六号に規定する施設の管理の事業に係る業務
 - ハ イ又はロに規定する事業に附随する事業に係る業務
- 二 設置管理法第九条第一項の事業に係る業務のうち大阪国際空港に係るもの
- 三 設置管理法第九条第二項に規定する事業に係る業務

日本私立学校振興・共済事業団

- 一 日本私立学校振興・共済事業団法（以下この項において「事業団法」という。）第二十三条第一項第六号から第九号までに掲げる業務
- 二 事業団法第二十三条第二項に規定する業務
- 三 事業団法第二十三条第三項第一号及び第二号に掲げる業務

◆◆ 全史料協の出版物 ◆◆

1 全史料協広報・広聴委員会

会誌『記録と史料』

全史料協編集・発行（年1回）
B5判 既刊28号（1～2号品切）
各1,200円

会 報

全史料協編集・発行（年2回）
B5判 既刊104号（85号以降在庫あり）
無償

記録管理と文書館

—第1回文書館振興国際会議報告集—

ICA Mission 受入実行委員会編集
全史料協発行 1987年
B5判 115p 1,500円（品切）

記録史料の保存利用に関する日英セミナーの 記録

実行委員会編集・発行 1989年
B5判 96p（品切）

記録遺産を守るために

—公文書館法の意義と今後の課題—

全史料協編集・発行 1989年
B5判 115p（品切）

第2回文書館振興国際会議ケスキメティ博士 来日記念報告書

—アーキビスト養成の国際潮流—

全史料協編集・発行 1992年
B5判 72p 1,000円（品切）

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会機関会 員総覧 JSAI データブック'94

全史料協編集・第一法規出版発行
1994年 B6判 239p 1,500円（品切）

文書館の防災に向けて

全史料協防災委員会編・発行 1998年
B5判 60p 800円（品切）

資料が燃えた！その時あなたは —火災実験と応急対応—

全史料協防災委員会編・発行 1999年
A4判 29p 500円

文書館・図書館の防災対策—緊急対応編—

全史料協防災委員会編 2000年
VHS ビデオ 2,000円

資料保存と防災対策

全史料協資料保存委員会編集・発行
2006年 A4判 108p 1,000円

2 全史料協関東部会

アーキビスト（関東部会会報）

全史料協関東部会編集・発行（年2回）
B5判 既刊87号
60号以前 各100円（非会員320円）
61号以降 各500円（非会員700円）
83号以降 各1,000円

アーキビストNo.1 ～ No.20 増刷版

全史料協関東部会編集・発行 2001年
B5判 197p 1,000円

全史料協関東部会 20 周年記念市町村合併と 公文書保存シンポジウム資料集

全史料協関東部会編集・発行 2004年
B5判 58p 700円

3 全史料協近畿部会

Network (近畿部会会報)

全史料協近畿部会発行 (年2回)
B5判 既刊62号、13号「情報公開制度と公文書館制度」講演会特集号(1998年)300円、18号アーカイブセミナー「阪神・淡路大震災から5年、災害の記録史料を考える」特集号(2000年)200円、32号「公文書管理・公文書保存アンケート」特集号(2005年)300円、52号以降近畿部会ウェブサイトに掲載。

阪神・淡路大震災にかかわる史料保存活動の記録― その時何を考え、行動したのか―

全史料協近畿部会、同編集委員会編集
全史料協近畿部会発行 1997年
A4判 185p 500円

4 岩田書院

文書館学文献目録

縮刷版(A5判 457p)・CD-ROM版
全史料協関東部会編集・岩田書院発行
2000年 各9,900円(税別、会員2割引)

日本のアーカイブズ論

全史料協編集・岩田書院発行 2003年
A5判 604p 9,900円(品切)

データに見る市町村合併と公文書保存

全史料協資料保存委員会編・岩田書院発行
2003年A5判 123p 1,400円(税別)

劣化する戦後写真

―写真の資料化と保存活用―

全史料協資料保存委員会編・岩田書院発行 2010年
A5判 132p 1,600円(税別)

5 大阪大学出版会

文書館用語集

全史料協監修・大阪大学出版会発行
1997年A5判 172p 1,575円

お問い合わせ先

1 全史料協広報・広聴委員会

〒930-0115 富山市茶屋町33-2
富山県公文書館内
TEL 076-434-4050

2 全史料協関東部会

〒371-0801 前橋市文京町3丁目27-26
群馬県立文書館内
TEL 027-221-2346

3 全史料協近畿部会

〒918-8113 福井市下馬町51-11
福井県文書館内
TEL 0776-33-8890

4 岩田書院

〒157-0062 東京都世田谷区南烏山
4-25-6-103
TEL 03-3326-3757

5 大阪大学出版会

〒565-0871 吹田市山田丘2-7
TEL 06-6877-1614

沖縄県公文書館様で アーカイブ用光ディスク採用

～公的機関でも使用される信頼と実績～
JIS Z 6017 完全準拠

200年以上^{※1}
データを
保存



ブルーレイに記録することで
長期間安心して保存することができます。



※1 ISO/IEC16963 に準拠した寿命推定方法によります。

※2 古文書の画像は沖縄県公文書館様の承諾を得て転載しています。

Pioneer

ALMEDIO

三菱ケミカルメディア

インフォコムではじめよう デジタルアーカイブ

協賛展示会場にて
デモンストレーション実施中



WEBでもご覧になれます。

お使いのブラウザのURL欄に『公文書.jp』と入力

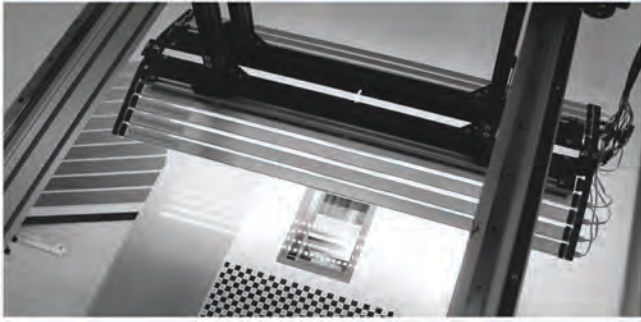


【御問い合わせ先】

インフォコム株式会社

サービスビジネス事業本部 コンテンツソリューション事業部

☎ 03-6866-3640 ✉ das_sales@infocom.co.jp



サービス概要

文化財用高精細スキャナーを使用し、デジタルアーカイブ、複製印刷、複製画、レプリカ作成など、用途に応じ最も適したスキャンニングサービスを提供しています。LED 光源を使用した非接触のスキャナーのため、文化財を傷めることはありません。

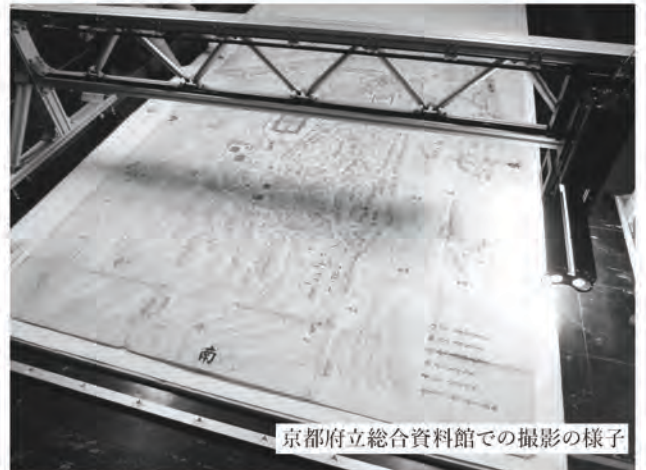
600dpi から14,000dpi の世界最高水準の解像度での超高精細スキャンが可能です。一次データにこだわり、デジタル化後の色修整を必要としない高い色再現を可能としました。

文化財や美術品の形状や画像の用途別に最適なデジタル化を行うため、多種多様のスキャナーをご用意しております。ご要望に応じて出張スキャンニング、縦置きスキャンニング、赤外線 (IR) 撮像、可変レール使用による超大型被写体スキャンニングも可能です。

実績

高度なスキャンニング及び解析技術をベースに、国内外において寺宝・美術品・文化財等10,000点以上の高精細デジタル化を実施してきました。

- | | |
|------------------|------------------|
| ・ボストン美術館 | ・泉屋博古館 |
| ・ローリック美術館 | ・ブリヂストン美術館 |
| ・フィラデルフィア美術館 | ・三井記念美術館 |
| ・ウィスコンシン大学マディソン校 | ・ポーラ美術館 |
| ・北アイルランド国立博物館 | ・京都府立総合資料館 |
| 「タイタニック図面」 | ・沖縄県公文書館 |
| ・ヴィクトリア&アルバート博物館 | ・三菱一号館美術館 |
| 「オメガ」 | ・京都大学総合博物館 |
| ・ロンドンナショナルギャラリー | ・世界文化遺産 仁和寺 障壁画等 |
| ・ダリッジ美術館 | ・世界文化遺産 二条城 障壁画 |
| | ・大徳寺聚光院 国宝「方丈襖絵」 |
| ・国民大学 (大韓民国) | ・増上寺「五百羅漢図」 |
| ・ヤンゴン大学 (ミャンマー) | ・日光二社一寺 |
| ・大エジプト博物館 (エジプト) | ・泉涌寺「伽藍図」「涅槃図」 |
| ・香港海事博物館 (香港) | ・NHK 舞台美術スキャンニング |



京都府立総合資料館での撮影の様子

京都府立総合資料館

B0 サイズの戦前の地積図約 1,000 枚のデジタル化を行いました。非常に細かい図だったこともあり、閲覧に支障が出ないよう 600dpi を超える高解像度で撮影を行いました。



全米文化財保存修復学会にてスミソニアン博物館との共同研究発表

数年にわたり、AIC (American Institute for Conservation) : 全米文化財保存修復学会に参加しており、2015 年にはスミソニアン博物館と、当社スキャンニングシステムを使ったデジタルアーカイブの重要性、超高精細画像取得の有用性について、共同研究発表を行いました。

株式会社 サビア

〒606-8305

京都市左京区吉田河原町 14 番地

京都技術科学センター本館1階 14 号室

TEL : 075-762-5600 / FAX : 075-762-5601

<http://www.sabia.co.jp>



8mm~35mm
映画フィルム



業務用・家庭用
各種ビデオテープ



オープンリール
カセットテープ
レコード盤



視聴覚資料を専門的に扱い 70 年
資料の保存・修復・複製・利活用方法など
視聴覚資料に関する全ての「困った」にお応えいたします



TOKYO KOON

フィルム/ビデオ/サウンド/デジタル修復・復元センター

株式会社 東京光音

東京:〒151-0061

東京都渋谷区初台1-47-1小田急西新宿ビル1F

TEL: 03-5354-6510 FAX: 03-5354-6515

大阪:〒534-0025

大阪市都島区片町2-2-34 2F

TEL: 06-6357-7271 FAX: 06-6357-7220



www.koon.co.jp

地域に眠っている郷土史・資料のデジタルアーカイブ化を支援します アクティブラーニングに活用しませんか？

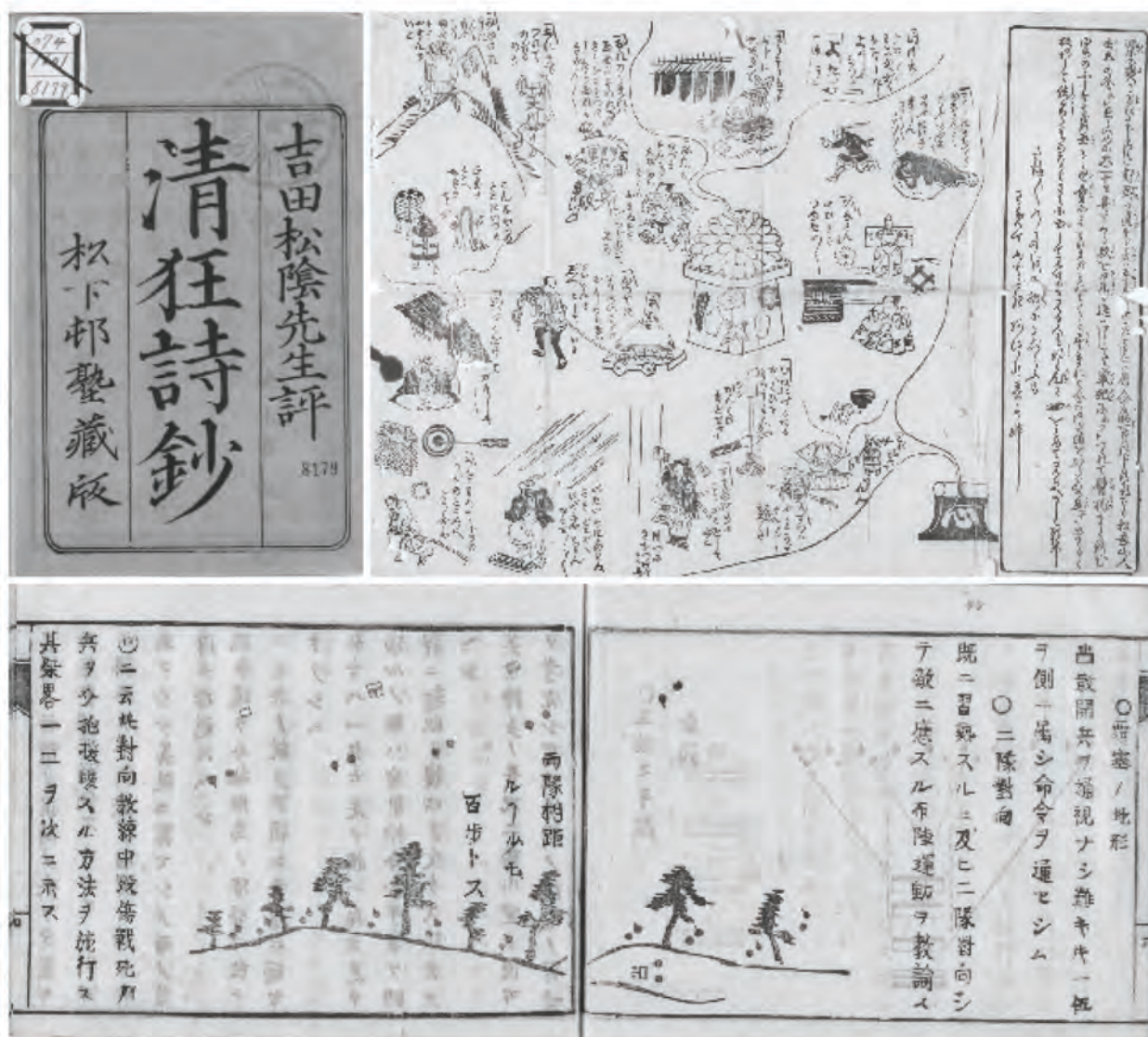
図書館振興財団では、図書館の発展を目的に公共図書館のICT化推進に対する助成をはじめ、4事業に助成をおこなっています。

- 「調べる学習」推進活動に対する助成
- 公共図書館のICT化推進に対する助成
- 学校図書館ICT化推進に対する助成
- 特定コレクションに基づく図書館サービスの向上に対する助成

郷土が誇る郷土資料・貴重資料をデジタル化し、子どもたちのアクティブラーニングに役立ててみませんか？

※助成金は総額70,000千円を上限とし、1件あたり助成金の上限は原則10,000千円(平成30年度実績)

詳細は当財団ホームページにて <https://www.toshokan.or.jp>



図版(上から時計回り):「清狂詩鈔」/「葉の煮る間に-幕末諷刺木版摺-」/「活版散兵教練書」山口県立山口図書館・山口県文書館-WEB版明治維新資料室-
当財団の助成金を受け作成されたデジタルアーカイブは、デジタルアーカイブシステムADEAC®にて無料で公開されています。▶<http://trc-adeac.trc.co.jp>



730 (ナナサンマル)

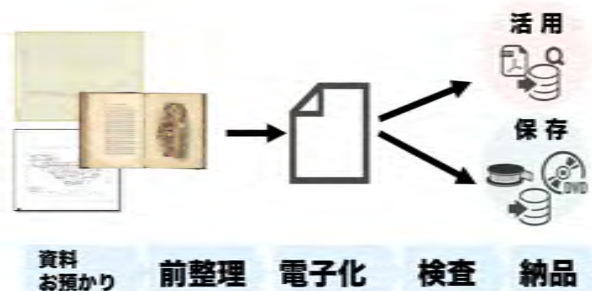
沖縄県が日本へ復帰した6年後の1978年7月30日より、自動車の対面通行が右側通行から左側通行へ変更された。変更作業は7月29日22時から県内全域で緊急車両を除く自動車の通行が禁止され、翌30日6時までの8時間で一斉に行われた。〈写真提供：嘉納辰彦〉

デジタル化 おまかせください！！

- デジタル化支援サービス
- 書庫整理
- 劣化資料修復
- マイクロフィルム

琉球政府文書デジタル・アーカイブズ
推進事業デジタル化業務稼動中!!

業務事例



A1 対応
オーバーヘッド式スキャナ導入しました



株式会社 Nansei ~ Digital Renaissance
古き価値を未来に活かす ~

〒900-0002 沖縄県那覇市曙1-15-3 2F
TEL:098-867-1300 FAX:098-867-1120
<http://www.nansei-m.co.jp>

ダスキャッチャー (卓上型塵埃除去装置)



【MA-01】



【MA-02】

特 徴

- ダスキャッチャーは、希少本・貴重本・厚い簿冊・古文書などの塵埃を安全・適切に取り除くことが出来ます。
- コンパクトサイズなので卓上での使用が可能です。
- 大切な古文書等の破片を誤って捨ててしまうことなくキャッチします。
- 内部フィルタは3重構造になっています。特に最初(1次)のフィルタで塵埃の確認が容易となっています。
- 排気口部にHEPAフィルタを装着しています。(99.97%の塵埃を除去します)
- 除去物(塵埃・虫など)検査がしやすい構造です。
- 車載移動などにより、現場での作業に適しています。

仕 様

【型式共通】

サイズ: 間口65cm × 奥行40cm × 高さ35cm
 素 材: 本体………スチール 焼付塗装仕上
 パンチングメタル…ステンレス
 カバー………透明アクリル(脱着可)
 電 源: 100V 50/60Hz

フィルタ: 1次……不織布・ティッシュペーパー等を使用 (写真A)
 2次……掃除機用フィルタ (写真B)
 (市販掃除機用フィルタをご使用下さい)
 3次……HEPAフィルタ
 (交換用HEPAフィルタは別売)

【MA-01】

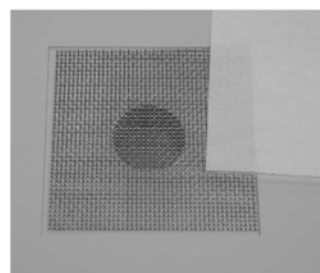
ファンモーター : 2個
 風 量 切 替 : 一定 電源ON-OFF
 風 量 : 2m³/min
 HEPAフィルタ : 1個
 重 量 : 約40kg
 消 費 電 力 : 20VA

【MA-02】

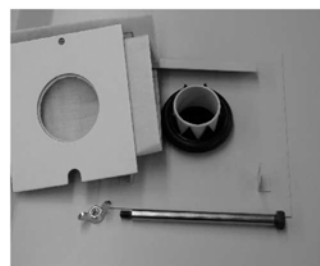
3個
 1弱—2中—3強 切替
 1, 2, 3m³/min
 3個
 約42kg
 10VA~30VA



《和本クリーニング作業風景》
 (財)元興寺文化財研究所殿
 ご提供



(A)



(B)

お問合せ(販売)

有限会社ミューズ・ペッグ 担当 高橋 守

〒131-0031 東京都墨田区墨田 2-21-9

Tel/Fax 03-3618-8331

E-mail muse-peg@sunny.ocn.ne.jp

Mobile 090-1540-6543

第44回全史料協 全国（沖縄）大会
アーカイブズ再考—その価値と活用—

平成30年（2018）11月7日 発行

全史料協事務局

岡山県立記録資料館内

〒700-0807 岡山市北区南方2-13-1

TEL : 086-222-7838

全史料協大会・研修委員会事務局

尼崎市立地域研究史料館内

〒660-0881 尼崎市昭和通2-7-16

TEL : 06-6482-5246

印刷 （有）アイドマ印刷

〒902-0073 那覇市上間244（3F）

TEL : 098-833-1122

